

写

平成 30 年

大竹市議会定例会(第2回)会議  
録

大竹市議会

平成30年6月大竹市議会定例会（第2回）会議録目次

5月24日開会

6月 1日閉会

◎第1日（5月24日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
会期日程表	-----	3
一般質問通告表	-----	4
開会（開議）	-----	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	6
日程第 2 会期決定について	-----	7
日程第 3 一般質問	-----	7
延 会	-----	54

◎第2日（5月25日）

議事日程	-----	57
会議に付した事件	-----	57
出席議員	-----	57
欠席議員	-----	58
説明のため出席した者	-----	58
出席した事務局職員	-----	58
開 議	-----	59
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	59
日程第 2 報告第1号		
}	（一括）	-----59
日程第 5 議案第44号		
日程第 6 報告第2号	-----	61
日程第 7 報告第4号		
}	（一括）	-----62
日程第 9 議案第41号		
日程第10 議案第42号	-----	66
日程第11 議案第45号	-----	67



平成30年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成30年5月24日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 1号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報 告 報 告 (一 括)
第 5	報告第 3号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 6	議案第43号	平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	
第 7	議案第44号	平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）	総務文教付託 生活環境付託
第 8	報告第 2号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）	報 告
第 9	報告第 4号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告 即 決 (一 括)
第10	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
第11	議案第41号	大竹市税条例の一部改正について	生活環境付託
第12	議案第42号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教付託
第13	議案第45号	工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）	生活環境付託
第14	平成30年陳情第2号	既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（15人）

1番	児 玉 朋 也	2番	末 広 和 基
3番	賀 屋 幸 治	4番	北 地 範 久
5番	西 村 一 啓	6番	和 田 芳 弘
7番	大 井 涉	8番	網 谷 芳 孝
9番	藤 井 馨	10番	山 崎 年 一

11番 日域 究  
13番 寺岡 公章  
16番 山本 孝三

12番 細川 雅子  
15番 田中 実穂

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長  
副 市長  
教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
総 務 課 危 機 管 理 監  
企 画 財 政 課 長  
地 域 介 護 課 長  
福 祉 課 長  
保 健 医 療 課 長  
監 理 課 長  
都 市 計 画 課 長  
上 下 水 道 局 業 務 課 長  
総 務 学 事 課 長

入 山 欣 郎  
太 田 勲 男  
大 石 泰  
吉 岡 和 範  
香 川 晶 則  
米 中 和 成  
坪 浦 伸 泰  
高 津 浩 二  
橋 村 哲 也  
中 村 一 誠  
吉 村 隆 宏  
三 原 尚 美  
佐 伯 和 規  
金 子 しのぶ  
松 重 幸 恵  
豊 原 学  
山 本 茂 広  
北 林 繁 喜  
真 鍋 和 聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

中 曾 一 夫  
加 藤 豪

## 会期決定について

平成30年6月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

平成30年5月24日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成30年5月24日

9日間

至 平成30年6月1日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
5. 24	木	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・陳情上程（付託） ・散会
25	金	(予備日)	生活環境委員会	付託案件審査
26	土	休 会		
27	日			
28	月	本会議		・一般議案委員長報告（表決）
			総務文教委員会 基地周辺対策特別委員会	付託案件審査
29	火	休 会		
30	水			
31	木			
6. 1	金	本会議		・一般議案委員長報告（表決） ・陳情委員長報告（表決） ・閉会

## 平成30年6月大竹市議会定例会(第2回)

## 一般質問通告表

- 1 11番 日域 究 議員  
質問方式：一問一答

**平成29年3月議会最終日、市長の閉会挨拶の内容について**

大願寺の売却について「行政が違法行為をしてはいけないから“決断の度に”弁護士に相談した」と昨年3月議会の最終日の市長閉会挨拶にあります。本当に、相談の結果あのような売り方になったのでしょうか。

また、大願寺の土地について、10億円の鑑定が出たときに「5億円なら買うよ」とある業者に立ち話で言われたとあります。その前に、立ち話などではなく、真面目な話で「20億で買うよ」と言う話はありませんでしたか、真相を尋ねます。

**市営御園アパート立ち退き問題に関して、家賃の二重徴収は妥当ですか**

岩国大竹道路工事のために立ち退いた御園2号棟3号棟の居住者の半数は、御園6号棟その他の市営アパートに転居しました。ところが、引越時の一定期間旧居室の家賃と新居室の家賃を二重に徴収されたと聞きました。同一人物に同時に2カ所の市営住宅を貸したと解釈してよろしいでしょうか。今回の立ち退き手続きについては、県や他市町の手法と大きく異なっています。3月議会では連帯保証人の扱いについて質問しましたが、家賃のことについても公営住宅法の趣旨を踏まえて検証してみたいと思います。

- 2 8番 網谷 芳孝 議員  
質問方式：一問一答

**大竹市営木造平屋住宅解体跡地について**

いま、大竹市内にある市営木造平屋住宅は、大変古く老朽化もかなりの頻度で進んでおり、第5次大竹市総合計画（わがまちプラン）では、老朽化した木造平屋住宅は、計画的に解体し解体後の土地は資源として有効に活用するとうたわれていますが、今後の解体跡地の計画など伺います。

- 3 16番 山本 孝三 議員  
質問方式：一括

**社会保障制度の充実に市としての役割を**

国の社会保障「改革」の内容は、医療・介護・年金・生活保護の制度に大きく影響を与え、心配や批判の声があがり、改善・充実を求める要望が広がっています。

国の「改革工程表」による社会保障の新年度からの各制度について、給付・負担はどうなりますか。改めて伺います。

また、市として、制度充実・負担軽減に更なる取り組みを要望いたします。

- 4 10番 山崎 年一 議員  
質問方式：一問一答

**県の「子どもの貧困実態調査」から本市の結果を問う**

広島県の「子どもの貧困の実態調査」結果が5月18日に公表され、各自治体にも通知

されました。その結果を受けてどのように認識されましたか。

広島県下全体の調査結果も踏まえてお答えください。

#### **岩国基地の諸問題について問う**

米海軍のホームページに廿日市市沖を飛行する写真が掲載された問題では5月8日に中国四国防衛局は、米側の回答を広島県・廿日市市・岩国市に伝えました。本市へは、いつの時点でどのような回答がありましたか伺います。

一方で、米海兵隊のホームページに掲載された低空飛行訓練については回答していません。実態を調査され回答を求めます。

岩国基地における騒音コンター図については、艦載機移駐後の新たな実態を調査し公表されます。移駐後の騒音コンター図の公表について伺います。

岩国基地移駐後初めて硫黄島での陸上空母離着陸訓練（FCLP）が5月3日から13日までの間と空母着艦資格取得訓練（CQ）が行われました。実際に訓練の行われた期間とその間の騒音の状況、市民からの苦情について伺います。

5月2日に中国四国防衛局長あてに出された「岩国基地における空母艦載機着陸訓練について」（要請）について伺います。

5

2 番 末 広 和 基 議 員

質問方式：一問一答

**「信頼」につながる「共感」の必要性は共感出来ましたが、その「共感」の基礎として、状況や情報の「共有」への手法について伺います。**

市民や議会への、また行政組織内部での状況や情報の共有の必要性が一層高まっていると感じます。

これまでもこのことについては、さまざまな手法やプラットホームでご努力されると「共感」しています。が、その「共有」への必要条件である「興味」は私の場合、自ら絞り出す職責に依存しています。つまり興味以前に責任です。一般市民や若手職員を「興味・共有・共感」に導くために、出来れば自らの意思で、ある意味いばらの道に踏み込んで頂くためにはどのような考え方が必要でしょうか、伺います。



10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、繰越明許費繰越しの報告についてを初め、予算繰越しの報告について、大竹市土地開発公社の経営状況について、専決処分の報告及び承認を求めることについて、条例の一部改正について、一般会計及び特別会計の補正予算についてなど、合わせて10案件でございます。

これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をいたします。

議員の皆様方におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも議決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 日程に入ります前に、去る4月25日開催の第142回中国市議会議長会定期総会の席に置きまして、永年勤続等の表彰がありましたので、表彰状及び記念品の伝達を行います。

○議会事務局長（中曾一夫） それでは、受賞されました方のお名前を申し上げますので、前のほうまで、お運びをお願いいたします。

議員12年以上特別表彰、日域究殿。

○議長（児玉朋也） 表彰状、日域究殿。

あなたは市議会議員在職12年、よく市政の振興に努められました。その功績、特に顕著なものであります。よって第142回定期総会に当たり、本会表彰規定により、特別表彰をいたします。

平成30年4月25日、中国市議会議長会会長。

〔拍手〕

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において13番、寺岡公章議員、15番、田中実穂議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第2 会期決定について**

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月1日までの9日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

**日程第3 一般質問**

○議長（児玉朋也） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して、一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

11番、日域究議員。

〔11番 日域 究議員 登壇〕

○11番（日域 究） おはようございます。市民の味方の日域でございます。久しぶりですけどもトップバッターで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

質問は2つあるんですが、1番目の質問の中にまた2つありまして、それを今から言わせていただきます。去年の3月議会での市長の最後の議会最後の閉会の挨拶でおっしゃったことについて、ちょっとだけ確認しておきたいことがありまして、質問させてもらうことにしました。

今回、大願寺の土地売却について一番最初の議案が出て、生活環境委員会で審議をしたときに、鑑定士の知恵をかりてという話を当時の青森課長がされました。鑑定士の知恵をかりただったかな。ああなるほどねと。鑑定士の意見も入っているんだったら、これはまあそれなりの意味があるんだろうと我々は少なくとも思いましたよね。

でも裁判の場になって証人尋問でお尋ねをしたら、知恵を貸した覚えはないって言われました。まあもちろん人間ですから、誤解もそれはあるかもしれません。でも、どうもその専門家の意見というものを、行政がどう捉えているか。都合よく彼らがこう言っているという話を、都合よくされたんじゃないかあ困るなというところがあります。

それで鑑定士の件はとりあえず一段落しましたけど、今感じているのは弁護士のことなんです。実を言いますと、裁判というのは複数の弁護士とは限りませんが、我々の原告側は4名の弁護士さんでした。大竹市側ですね、被告側の弁護士さんは3名でした。正直言いまして、少し不可解なことがありまして、地裁、高裁通じて、3名の方の証人尋問がありました、そういう場面がですね。

我々のほうは4名の弁護士さんの力量がどうとあって私が言う立場にはありませんが、側から見ても、4名のうちの中心的な2名が証人尋問に当たっては連携しながら、途中で交代しながら頑張ってやっていました。大竹市の側は3名弁護士さんがおられて、その1番は顧問弁護士の方ですね。もう1人はそうじゃない方、あとの2人はそうじゃない方ですけども、一番若い方が証人尋問においては3名ともぶっ続けで1人でやられました。何でかなという気が正直していました。

それと、この前の市長の最後の挨拶とが絡んでくるんですけども、昨年3月の議会の閉会の挨拶。市長は次のようにおっしゃいました。大願寺土地売却について、職員の皆さんには行政で法律違反をするわけにはいかない。裁判を先にかけて判定を求めることは不可能だから、まず弁護士さんと決断のたびに説明をし、相談をしながら法律違反のないように徹底してやっていこうということで丁寧に運営させていただきましたというふうにおっしゃいました。

あとですね、弁護士さんはいろんな守秘義務じゃないですけども、いろんなことがあるでしょうから、ほかの方みたいになかなか中を調べることはいきませんが、議会の中では、平成24年の10月の決算委員会の中で一言だけ青森監理課長のコメントが出ています。その議事録をちょっと読んでみます。この議事録の前に質問したのは私ですけども、要するに、適正価格での譲渡という議案ですよということですね。大竹市条例の議案でしたから、適正価格だという前提の議案ですよということ、要はざっくり言うとそういう話なんですけども、そういう質問したときの青森課長の答弁です。

「この件につきましては顧問弁護士とも協議しております。以前から本会議でも市長のほうから説明させてもいただいておりますが、あくまでも、提案理由は言われるとおりです。その中で、全員協議会での説明、それから生活環境委員会での説明、それぞれ5年後の値段であるとか鑑定が7億であると、こういった説明しとるとということについては、地方自治法96条6号の議決を得ていると考えて問題はないというふうな弁護士からの回答をいただいております」これが青森課長のおっしゃったことですね。

大願寺土地売却の一連の流れの中において、平成23年12月議会ですね、このさっきの場面ですけども。議会が終わった後で、初めて顧問弁護士さんに相談に行ったのであれば、青森課長の答弁もある気がするんです。あり得ます。弁護士さんからすれば、ああそんなことをしてしまったんですか。でもまあ96条の1項6号の議決とみなせると言って押し通す方法もないことはないですよって、そういうぐあいに相談に乗ってくれることもあろうかと思えます。あくまでもそのときが初めてであれば。

しかし市長はですね、違法があつてはいけないから、決断のたびに相談しながらやっていこうとおっしゃったんですからね。そうされたとすればちょっと違和感があるんですね。

その前の決断の段階で相談して、鑑定評価が7億1,300万円ですと、3億3,777万円ぐらいの計算も別途してみたんですけど、それを適正価格とみなして議案を通そうと思うんだけど、どう思われますかって相談したら、ああいうふうなやり方を弁護士がアドバイスしてくれたんだらうか、どうだらうかって思うんですけども、だからその議案をつくる前に、その弁護士さんにお尋ねになったのかどうか。

あの閉会の挨拶の中のコメントからすれば、事前に弁護士と打ち合わせをしてもおかしくはないと思われるんですけども、もしそうであれば、ああいうやり方になったのか、それか、なったかどうかはさておいて、お尋ねになったときに顧問弁護士さんがどんなふうに答えられたのかちょっと聞いてみたい気がいたします。

その1番目の問題の2つ目です。同じ挨拶の中で、鑑定評価が10億円のとときに立ち話で5億円なら買ってあげると言われたとおっしゃいました。これ、事実かなと思ひまして、あっておかしくはないんですよ。おかしくはないんですけども、確認したくて質問をします。

10億円のとときに、想定していた買い手側というのはいたわけですけども、その人が来なかったから結局流れてしまいましたけども、多分、大和システムだと思います。大和システムという会社の名前ですけども、私ある方から聞いたことがあるんです。あの年のコイ・こいフェスティバルの場で、ちょうど12月議会の前ですよ、リーマンショックの後ですよ。コイ・こいフェスティバルの場で大和システムが公募を自治体に申し込むかどうか松崎市長と話し合ったことがあるという人の話を聞いたことがあります。

もちろんこれも聞いた話ですから、裏づけはないですよ。聞いただけです。松崎副市長は、行政と約束したんだから、必ず来るっておっしゃってみたいですけども、私に言った人は、こんな状況になって来るはずないじゃんって、自分は言ったという話でした。でもそんな民間人と話をするということは、それはそれなりに極秘情報でもなかったんかなという気がします。それは単なる話でいいんですけども。

5億円の立ち話ですけども、一方では平成18年に20億円で特養をつくりたいというんで、市長のところをお願いに行ったら、話に行ったらという人の話もあります。要は中途半端な話ではありますが、市長も挨拶の中でわざわざ5億円の話をもち出されたわけですから、あえて聞いてみたいんですけども、5億円という話と20億円の話について御記憶があれば紹介してください。

20億円は特養の社会福祉法人のかなり大手の法人だったみたいですよ。使用目的が住宅じゃないですよ。住宅もあるにせよ、目的が違いますね。5億円の話もどういう目的の方だったのかな。固有名詞までは出せないにしても、どういう業種の方とか、どういう土地の使用目的だったか、御記憶があれば教えていただきたいなと思います。弁護士のことと、土地の会計の2つです。

2番目に行きます。

これはある意味では小さな金額の話ですけども、御園2号棟、3号棟の引っ越しが大体終わったんだと思います。それで皆さんそれぞれ外部へ出られた方もあれば、6号棟に越された方、それからほかの市営住宅に移られた方、さまざまあると思います。これ、岩国

大竹道路関連の施設の出来事ですけれども、まずは1つお尋ねしたいのは、2号棟、3号棟から皆さん出られたわけですけれども、6号棟の現状について、まずちょっと教えていただきたいと思います。80戸あるんですよね。今80戸中、入居している方は何戸か、まずお尋ねしたいと思います。

これからがきょうの質問の本題ですけれども、家賃ですよ。要するに大竹市の都合といいますか、国交省の都合ですけれども、2号棟、3号棟からほかの市営住宅に移ったわけですけれども、引っ越しというのはまあ夜逃げするみたいに荷物を丸めてぼんと一気に行ってしまう、重複期間はないですけれども、まあ常識的に言えばですよ、若干瞬時には引っ越せませんから、古いほうと新しいほうとダブる期間があるんですね。そのときに、家賃をどうするかということです。

どうも私が聞いた話では、3月1日、4月1日を起点に鍵を渡したというか、そういうやり方をやってみたいです。だから3月1日に6号棟の鍵をもらった方は、3月1日から6号棟の家賃が発生する。その方が3月10日に引っ越し完了であるとすれば、チェックを受けるんでしょうけれども、2号棟であれば2号棟の鍵を3月10日に返しますよね。そうすると、3月10日までの2号棟の家賃も発生する。そういう考え方みたいです。

で、それに違和感を感じている人もいるでしょうけれども、私のその一員ですが、2カ所から家賃を取るということは、ある意味では2カ所の市営住宅を貸しているとも言えますし、公営住宅法の考え方からして、あり得ないんじゃないかなという気がしたのがまず1番です。

いろいろ聞いてみました。さまざまでしたけど、ほかの市町はそんなことしていないわけですよ。特定入居というんですけれども、もともと住宅に困っているから、あんた使ってもいいですよというんじゃないで、今入っているわけですからね。だから特定というか特別の理由の引っ越し。だから住宅の建てかえであるとか、いろんなことがあるんでしょうけれども、そういうやつについて、どうも大竹市の考え方は違うんじゃないかなという気がしまして。

で、公営住宅法を素直に読むといろんなことが書いてあります。その中に建てかえというのがあります。これは古い建物を新しくするということだと思いますが、そのときには30日ぐらい猶予をとれとか、それから事前に説明会などしてと書いてあります。しろとは書いてありませんけどね。そういうものがされたのかどうか。30日間の猶予をとれということは、30日間家賃を取って待ってやれという意味ではないような気がするんですけどもね。

正直言いまして広島市の住宅係に聞いたら、公営住宅法に書いてあるとおりで二重に家賃取るとはできませんから取りませんって、そう断定的に言われました。なぜそうなるかわかりませんが、二重に家賃をもらうことはいいことか悪いことか、ちょっとお答えいただきたいと思います。いいんであれば、これこれしかじかで妥当なんだということを答えていただいたらうれしいと思います。

壇上での質問は以上の2つです。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大願寺地区造成地売却におきましては、私と当時の副市長が市に多大な損害を与えたとして、背任罪で告発されるということがございました。平成26年4月の告発以来、私はもちろん、多くの職員が警察の捜査を幾年以上にわたって受けることとなりましたが、平成28年3月には不起訴処分が下り、その後9月に検察審査会においても不起訴処分は相当とされたところでございます。

このような状況にありながらも、私はこれまでも公人としてお答えできることは誠意を持ってお答えをしてまいりました。刑事事件については明らかになりましたが、民事事件については上告及び上告受理申し立てを行っているところですので、お答えできる範囲での答弁とさせていただきます。

それでは日域議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の平成29年3月議会最終日、市長の閉会挨拶の内容についての御質問にお答えします。御承知のとおり、大願寺地区土地売り払いについては、リーマンショック後、土地の鑑定評価額がわずか2年の間に10億円から7億円に下がり、また、近隣地区での土地の売却状況や小方学園の開校が迫るなど、大変厳しい状況が背景にございました。

そのような状況の中では、当然、土地を売り払うことについては、慎重に、かつ、丁寧に進めていかなければならないことは御理解いただいていることと思います。そして行政が法律違反をするわけにはまいりませんし、裁判を先にかけて判定を求めることは不可能ですので、決断に際しては弁護士に相談をしながら、法令違反のないよう進めていこうということを当時行っており、その趣旨を説明させていただいたものでございます。

また、高い金額あるいは低い金額で買おうと提案された方がいなかったかという御質問でございます。これまで、さまざまな方からまちづくりの御提案をいただきました。その方々にはいつも皆さんが計画されたとおりの値段で応募してください、ということをお願い続けておりました。しかし私はどの方とも約束をしたことは一切ございません。当然、競争の中で何社かが応募してくださることを期待して公募を行った次第でございます。

そして、最後の公募におきまして、1グループのみが応募していただきました。これが事実でございます。なお、土地売却についての具体的な弁護士との相談内容につきましては、昨年の3月23日に最高裁判所に対し上告及び上告受理申し立てを行っているところでございますので、答弁は控えさせていただきます。

次に2点目の「市営御園アパート立ち退き問題に関して、家賃の二重徴収は妥当か」についての御質問にお答えいたします。

まず、公営住宅法にある「30日を下らない範囲内」との規定は、公営住宅建替事業として新たに整備される公営住宅への入居希望を申し出るために設定する期間のことであり、移転のために猶予すべき期間を指しているものではございません。

また、今回は国の道路事業による移転ですので、公営住宅建替事業に基づくものではございません。公営住宅の家賃徴収については、二重徴収などの細かい取り決めは自治体の裁量に委ねられており、移転に伴う引っ越し期間中の家賃の取り扱いについては自治体ごとに異なるのが実態でございます。

本市では市営の移転時には、大竹市営住宅設置及び管理条例に基づき入居可能日から明け渡した日までの間は家賃が発生します。そのため、使用期間により日割り計算はいたしますが、民間住宅へ移転される方も、他の市営住宅に移転される方も住宅の明け渡しまでの家賃を支払うこととなります。また、移転先では入居日からの家賃が発生しますので、引っ越し期間中の数日間は家賃の支払いが重複することとなります。

今回の事業による御園2号及び3号棟の移転者は、全体で約40世帯あり、そのうちの約8割の方が市営住宅へ移転されております。その多くは御園6号棟へ移られることになりましたが、6号棟の建設前から民間住宅や他の市営住宅へ移転された方も含め、いずれも先ほど述べた考え方により、引っ越し期間中の市営住宅の家賃を御負担いただいております。

公営住宅間で移転する場合に、家賃を徴収しない自治体もあるようですが、本市といたしましては、条例にのっとった取り扱いをしているところであり、これまでの経緯も踏まえて、公平性や妥当性の観点から判断した結果ですので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。弁護士さんに決断のたびに相談したっておっしゃったんで、そのことを確認したんですが、余り言いにくいというか、そういうタイミングかもしれません。それはそれで仕方がないかもしれませんが、この中に、まずは青森課長の答弁ですけども、鑑定額が7億円であるって、これはあれですよ、執行部が積極的に言ったことではないですからね。これはあのときは生活環境ですよ。大井委員がたくさん質問した中の1つにこれがあったわけですよ。だから答えたんであって、あの人の質問がなければ答弁としてないことはもともとないわけですからね。

だからこの鑑定額も示さなかったということ、弁護士さんがアドバイスしたんだろうか、どうだろうかということを知ったかっただけです。今回の一連の裁判の中見てまして、不動産鑑定士さんもそうですが、弁護士さんもどうも大竹市の執行部とは何かずれがあるというか、そんな気がしてなりません。例えば平成23年は売れましたからね。契約まで行って、契約まで行ったから、それを承認する議案ということになって、議会に出てきて、初めて我々はその中身を知ることができました。

さっきは市長、告発のことを言われましたけど、いろんなことがあれば、いろんなことがあり得ます、それに付随して。それはそれなんですけど、今回もあれもどうとう売れんかったって言うんだったら何もわかりません、議会には。だけどあれが売れたがために、議会の承認が要る。幾ら何でも承認なしで売るわけにいかない。中にはそれで怒られた街もありますよ、議会すっ飛ばしたやつがね。それはそこまではない。大きい案件ですからね。

議案として出てきました。議案として出てくるときに、さあどうするというのは当然、それはどうするはありますよ、当たり前ですよ。その中で、ああやっちゃって、裁判っておもしろいのは、いろんなことを自分の立場を立証しないとイケないから、いろんなことを言わざるを得ないじゃないですか。

今回おもしろかったのは、1回目からずっとあるわけですよ。この安かった理由は、3回目に、平成22年に売ろうとしたときにこうだった、ああだった、あの会社がこんな金額で申し込んだ。いろんなことを加味して、ああ相場ってこんなもんなんだと。このぐらいいかないよねと言って、あのときも不動産評価審議会が決めた金額と市長が決めた金額ですよ。市長ラインという表現でしたけど。入山市長と大原副市長と北地部長と青森課長かな、そのラインですね。そのラインが決めた金額は全然違うんですよ。全然違う金額で予定価格決めて、売ろうとして売れなかったから、ある意味では未遂罪かな、未遂で終わってますけどもね。

そのときに弁護士はどう関与したんかなってあるじゃないですか。売っていたら、また次のステップがあるわけですけどね。そう考えるときに、相談しなかったんなら結構ですよ。別に一々弁護士に相談する義務はないわけですから、ただ、市長が議会の中で、決断のたびに弁護士に相談した、協議したっておっしゃったから、確認取りたくなっただけで、そうじゃないんだったら、さほど相談はしてませんって言いかえていただければ、それで私それ以上言うことはありません。

実際に、不動産評価審議会があるじゃないですか。もちろん、一言一句全部記憶しているわけじゃありませんから、要約ですしね。だから、要約だからわからない部分はたくさんあると思いますが、あの中にこういうようなん出てくるわけですよ。不動産鑑定取ったら7億1,300万円だったと。それじゃあ売れんって。売れんかったら意味がないじゃないかという発言も記録されています。

でも、適正な対価を得なくちゃいけないという建前がありますから、適正かと言われたら、不動産鑑定士を敵に回して、不動産鑑定よりもっと適正なものを素人集団が出すわけにいけませんから、それに対抗するだけの材料を持ち合わせてないから、それは不動産鑑定評価でしょうがないよねと言って、全会一致で決まっています。

そのときにですよ、ここからですよ、言いたかったのは。そのときに、顧問弁護士に聞いたら、こういうこともある、ああいうこともある。こうだから、このぐらいならええとか、そういう何か顧問弁護士の相談したらしき雰囲気、あのやりとりの中にあらわれてきたんならわかりますけども、何もありませんよ。

不動産鑑定士の数字があって、それをただ不動産評価審議会が俎上に上げて、どうしよう、こうしようって。売れんかったら困るけ安うしようや。安うするたって適正じゃなけりゃあ困るんよと。どういう理由で安うするんって言ったら、それは難しいよねって。ほいじゃあまあしょうがないねって、不動産鑑定士のとおりでやろうと。

1年前の平成22年は鑑定がないですからね。平成20年の10億円しかないから、平成22年の場合は、不動産評価審議会です時点修正というんですか、私よく知りませんが、そういう感じで2年間たってるから安くしてもええよねという雰囲気がまずあったんでしょうね。その中で売却面積を71にするとか、65にするとか、そういう面積の関係とかあって、2回も開いています。間3日ぐらいいおいて、不動産評価審議会を3日開いたことになっていきます、少なくとも。2回も開きながら、その後、公募するにおいて決めた予定価格というのは、その不動産評価審議会の金額とは全然低い金額ですからね。どこを見ても弁護士さん



がいるような感じはしませんし、不動産評価審議会が決めたことも、あの審議会って一体何なんだろうかと思うぐらい、影響を与えてませんよね。

今言いたかったのはそこじゃないんですけども、平成20年は鑑定評価のとおりで売ろうとしたんですから、多少売り先に事前に交渉があったかもしれませんが、それは公募ですから、公募してきて手を挙げて売れば、とりあえずそれは丸ですよ。だからそれはそれかもしれませんが、平成22年、平成23年については金額がたくさんあって、よくわからないです。そのときに、いかにも弁護士に御登場いただいたらいいような場面なんですけど、事前に相談したというときにその場でいなかったら、事前に相談したことになりませんよね。

この23年に戻って、鑑定が7億円であることまで言ったんだから、5年後の値下がりも加味してああのこうのしてやったんだから、96条の1の6、すなわち適正な対価を得ずに売却するという意味合いの議決だったと解釈しても何とかなるんじゃないのと。その場で初めて相談したのであれば、そういうこともあり得るなという気がいたします。だから、それ以前に相談したのか、していないのか、ちょっと教えてほしいんですが、無理だったら無理で結構です。

それと、おっしゃりにくいのは私も重々わかってますけど。5億円の話を、これは私は知りませんから、もちろん手を挙げて公募に申し込んでないわけですから、その手前の話ですから、どうでもいいじゃないかと言えばまさにそうなのかもしれません。しかし、ありもしないことって申しわけないです、そういう言い方したら申しわけないんですけども、事実と反することを、いろんな人がいますからね。それは安いほうは幾ら安くても買うほうは楽なわけですから、それは5億円だ1億円だって言った人もいるかもしれませんが、少なくとも20億円の話というのは、かなりリアリティーがあるんですよ。

もちろん大竹市が公募するに当たってつけた条件がありますよね。時計絡みのルールがありますよね。それに合致してなかったら、売れませんから、手も挙げられませんから、それはそれでルールどおりですよ。もちろんルールどおりなんですけども、中川市長のときに少しでも高く売りたいと思って、少なくとも彼は日本中を飛び歩いたように聞いてますけども、そういうできるだけ高い金額で換金したいんだとすれば、そういうことを頭の隅に置いてもいいんじゃないかと。

20億円の件ですけど、特養ですよ。当時は今とルール違って、負担金があったのかな。今はないみたいですけど、昔は特養つくるときに補助金がたくさんありましたよね。今はかなり少ないですね。1床350万円とか何か忘れちゃけど、そんなんがありますけども。業者のほうにたくさんの補助金を出すかわりに、国も県も市も、そっちから負担金を取るわけですよ。だから特養つくろうと思ったら大竹市にもそれなりの請求書が来ると。

ここからちょっとうさんくさいんですけどね。うさんくさい話ですけども、大手の社会福祉法人が政治的な力があるのかどうか知りませんが、何か防衛のほうに上手に言うて、大竹市の負担金もうまいぐあいに防衛のほうに出してもらおうという話をしたというふうに聞いています。聞いているだけで、どこまで本当かわかりませんが、聞いています。そういう話もあったと。

だから5億円という人がいたから、あんなもんですよとは言ってほしくないわけですよ。それは5億円かもしれませんし、1億円なら誰でも買うかもしれませんし、それは安いほうは幾ら安くても文句は言いませんから。ただ高くても買うという人がいるところに価値があるわけですからね、売る側から見たら。そのときに安いほうの話を適当に紹介してそんなもんですよとは言ってほしくないなというのがあります。

それで20億円の話が御記憶にあるかどうか知りませんが、平成22年には9億幾らというのがありますね。これは資料が残っているんで、ある程度もっとリアリティーがあると思います。その話を市長に持っていくときには、当時の議員も1人ついて行ったということになっています。3人で行っていますから、その議員さんは多分わし行ったって言えないと思いますけども、後の2人は言いますからね。それも済んだ話ですし、売れてはいないわけですから、大した意味はありませんけども、かなりいろんなことがあったということはわかっていただきたいし、皆さんにですよ。そういう意味も込めて今質問しているんですけども、5億円とか20億円とか、それとか弁護士の協議とか、もうこれ以上言うことなければありませんで結構ですけど。お尋ねいたします。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 弁護士さんへの相談について御答弁をさせていただきます。

一般的に法的に複雑な権利・義務関係とか絡んでいる案件につきましては、法律的な助言を顧問弁護士とかに求めるということとはございますけれども、そういった権利関係はつきりしている場合は、特に弁護士には相談をしていないこともあります。

この大願寺の分につきましては、個々の分についてはこの場では回答のほうは控えさせていただきます。ただ日ごろ、市長のほうからは事務を進める上で適正にやるように、必要に応じて弁護士に相談するようという指示は受けております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） さっき鑑定士のことを言いましたけどね、まあおかげさまで複数の不動産鑑定士と議論をするなんていう経験もさせてもらいましたけど、彼らも専門家といえば専門家ですし、まあある意味では専門家であるがゆえの弱点を持っていますね。資格があるかといってオールマイティーじゃないですね。それはすごく感じました。弁護士さんもなかなか責任をとってくれるわけじゃないですからね、だからなかなか肝心なことについては答えてくれないのが弁護士だという印象を持っています。

今の課長の御答弁のとおりかもしれませんが、要するにこういう込み入ったことをそもそも状況を説明するだけでべらぼうに時間ってかかりますから、大竹市の行政にかかわっている人ならわかりますけども、全然知らない人にぼろぼろと説明しようと思っても、それはわかってもらうだけでもすごい時間かかります。なかなか相談と言っても難しいものがあるだろうと思います。だからそう細々したことを実際は相談するのは困難だというふうな答弁というふうに理解いたします。逆にああいう専門家に相談したと言われると、それに、ははあとひれ伏すような我々もちょっと気をつけなくちゃいけないのかなという気

がしてますけどね。

じゃあ最初の質問はこれで終わります。2番目に行きます。

市営住宅の家賃、どうも私も詳しくはないですけども、基本的には鍵を渡したときがスタートで、鍵を返したときが最後。その間は家賃が発生するというのが当然原則でしょうね。ただ今回の場合は特例ですよ。特例ってさっきちょっと言いましたけど、何が特例かという要するに入居資格を吟味して、あんた入っていいですよというのではなくて、引っ越しですよ。これ公営住宅施行令見たら、要するに道路事業といいますか、そういう物も含むってちゃんと書いてあります。それ以外はだめですって、逆に制限してますけども。二重取りすることは違法ではないって。

大竹市は前からそうしてきたのかどうか。まあ特定入居ということですけども、例えば木造の古いのがありますよね。あれからコンクリートの高層の市営住宅に移ってもらったりすることもあると思いますが、それこそお願いして、任意でくれませんか。私は昔、ある人から言われたことがあります。市役所が言ってきたんじゃないけど、どうなんじゃろうって。ほんで私かわりに質問したら、お尋ねしたら、いや別に市からお金は出ませんと。できればみずからの意思でかわってくれませんかと言っただけで、市からのお金が出たりすることはありせんと言われました。それ本人に言うたら、ほいじゃあ、しばらくもうちょっとここおるわっておっしゃってましたけど。

そういうのもあれば、この前何年か前に8月に雨が降りましたね、大雨が。あのときに屋根が壊れたと。それで相談したら、じゃああっちへ移ってくれと言われたと。直すのは大金かかるから、移ってくれないかと言われたと。その人に家賃のことは聞いてませんけども、そういう場合だったら一種の特定入居に該当するのかなと思いますけどね。そういう特定入居の場合に大竹市は過去、重複して取ってきたのかどうかですよ。

今回見たのが、入居可能日通知書という、あなたはいつから入ってもいいですよという通知が出るんですよ。多分今のやり方でいけば、出すのは指定管理者だと思いますが、それが4月にちょっと改正というか、特定入居の場合も両方から家賃取りますよというふうなことが新たに書き加えられているんですけども。木造から鉄筋に移る、その理由もさまざまです。市の要請で移ることもあれば、本人の意思で移ることもあるでしょう。そういう特定入居、それも特定入居に当たるのかどうか。そのときに重複で家賃を取ってきたのか、取ってこなかったのかということも含めてちょっと聞いてみたいんですが。大竹市における特定入居というのが今回の引っ越し以前にどんなものがありますか、お尋ねします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本茂広） ただいま質問3点ばかりあったと思います。

まず家賃の重複でございます。例えば平家からアパート系へ移るケースなんですけど、これは今、市の設置関連条例に基づきましては重複は発生するという結果になっています。というのも、読み砕きますと、鍵に例で言いますと、入居可能日、それから退去日、これをどうしても時間的なダブリが出ます。というのも引っ越し屋の都合であったりとか、それから掃除したり、いろんなケースも出るんですけど、同じに全部タイミングで出るという

のは、よほど準備すれば可能なことはあるんですが、多少そこはゼロというのがなかなか難しいと実態的には重複は出るということがございます。

それから、入居可能日。これにつきましても、今の回答と同じことになるかと思うんですが、事前に入居可能日のほうはこちらのほうから住居人の方にお知らせをします。ただ、その住居人の方の都合によりまして、どうしてもできないと。その日どおりに引っ越しができないということがございますので、これもやはり物理的と言いますか。日程的には必ずその日に同じ日に引っ越しをして出ていくというのができないというのが、これはございます。

それと特定入居でございますが、これは平家の例でございますが、平家の例で言いますと、この入居については特定入居という平家についてはこちらのほう、先ほど以前からは市はお金は出ないケース、それから昨年大雨では移転してくださいというような例はございましたが、かなりかつてのことはちょっと私今わからないとございますが、最近であれば平家については、例えば雨漏りであったり、それから建物の壁が壊れるというところであれば今から建てかえて直すというのもなかなか現実的ではないと。

これについては大竹市の住宅施策の中でアパートのほうに移転していくという大きな流れをつくっておりますので、そちらに移るケースにつきましては、大竹市のほうが引っ越しの費用、こちらを負担しまして移転していただくということになります。でもそのケースもやっぱり引っ越しの準備段取りの関係がございますので、引っ越しの費用については大竹市が負担いたしますが、どうしても家賃の差額、二重どりですね。これについてはなかなかゼロにできないケースは多々考えられます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） だから大竹市は重複で家賃を取るかなり珍しい自治体ということではないんですか。私、国土交通省の本省に聞いたら、国はそこまで決めてはない。ただ私だったら取りませんけどねって笑ってましたけど。明確なのは広島市でしたよね。県と広島市が何か違うって県の人言うから、じゃあ広島市にかけてみようかと思ってかけたんですけど、多くの街は新しいところに行く場合には、例えばきょうはちょっと月末近過ぎますけども、月中ぐらいに来月の1日から家賃が発生しますからねと言って鍵を渡すんだと。その来月1日までに引っ越しをして鍵を返しに来てくださいとやるというのは県が言っていました。多くのところはそうみたいですね。

まあ私、例えばこんな例を言うのは乱暴かもしれませんが、ホテルで連泊しますよね。連泊したらチェックアウトの時間オーバーなんっていうのもないじゃないですか。連泊するときに、ちょっと部屋を変わることもありますよね。同じホテルの中で、単発だったら、それはチェックインからチェックアウトまで規定どおりの賃料取られますけども、連泊の場合、またちょっとその中間どこの時間の料金発生というのはないだろうと思うんですが、市営住宅は少なくとも貸している側の都合で、引っ越しわけですから、貸している側の都合で引っ越しときに、その間の引っ越しにおけるやむを得ない期間についてダブルで取るというのは余り芳しくない気はするんですよね。

料金にしても応能負担ですけども、応能負担ってその人に2つも課す。要するに家賃をもらうということが、民間のアパートであれば、わしゃあそこで、議員になったら家が狭いけん、仕事場が要るんよって。ほいで1戸あそこのアパート借りたんよって。家賃払えば自由ですよ、基本的に。

ほいじゃけど、市営住宅はそういうもんじゃありませんから、市営住宅は本人の別荘でもだめでしょ。主たる住居ですよ。住居に困っている人に対して、行政が税金を投入して、低廉な家賃で支払える金額といいますか、応能負担で特別にあそこを提供しますから、住んでくださいというものですから。それをダブって貸すというのはちょっとルール違反のような気がするんです。広島市の人は明確にそう言いましたし、どこも大竹市のようなやり方はしていません。大竹市もそうは言いながら徹底してないんじゃないかというのも聞いてますけども、それ今ここじゃ言いませんけどもね。

やはり、ルールをきっちり持つこと。そしてそれをあまねくいろんなケースに間違いなく適用する。今回の入居可能日通知書を4月になって新たに書き加えたりすることなんかは、非常にお粗末なんですけども、そのことじゃなくて、さっき言いましたけど、説明会とかしてます。

それともう1個思い出しました。平成27年の10月30日に国土交通省が説明に来てますよね。それ以降の人が立ち退きになるんですか。立ち退きというか、特定入居扱いになるのかな。そこのところをお願いしたいのと、一番最初の今の6号棟の入居者の数が答弁がなかったんで、あわせてお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本茂広） 答弁漏れがございました。まず説明会でございます。このたび、二重家賃に関する説明会なんですけど、特に説明会というのとはしておりませんが、ただもっと十分深く説明するということは必要であったと思います。そういうところで皆さんに十分理解を得ていないというところは確かにあった可能性はあります。

それと国土交通省の説明会でございますが、国土交通省の説明会はあくまでも道路事業に起因する説明会で、基本的にはアパートの住民の方、それから通常の個人の家が当たる方も同じなんですけど、国に対して道路事業による移転補償、移転雑費、引っ越し代、そういったものに対する説明と、それからおおむねの時期、これを説明したわけなんですけど、これはなかなか特殊な例でございまして、大竹市の市営アパートが当たるという、なかなかちょっとないケースでございました。

市営アパートについては、道路事業はあくまでも主なのなんですけど、たまたま市営住宅から市営住宅へ移るといふ特殊なケースございまして、これについては国土交通省と住居の方の移転に関する契約、これが主と考えております。引っ越し先であったり、その期間、これについては基本的には住んでいるお方が国土交通省の契約のもとに本来決定するものでございますが、ただ、市営住宅、大竹市も要望した事業ということもございまして、そこについては可能な限り特定入居というところで、大竹市のほうも住んでいるお方、皆様、それから国土交通省、これに対しても可能な限り協力はしていくというような対応をいたしました。

それと6号棟の今の入居の状況でございますが、全80世帯のうち現在68戸が入居しております。2号棟、3号棟からはおおむね30戸、その他は平家アパートであったり一般での入居。その他は38戸、2号、3号からはおおむね30戸というような数値になっております。以上でございます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 何回目でしたかね。4回目。今のお話ですけども、入居者の契約って、申込書がありますよね。あれだけでしょ。今の課長のお話でいくと、特定入居かどうかようわからんけども、極力可能な限り入居者に寄り添うような対応をさせてもらったというふうに聞こえたんですが、大竹市は大きい街じゃないですから、余り例がないですね。

私が最初の件で聞いたときは、広島県って広いですから、県営住宅いっぱいありますよね。それはこちらの都合で、貸している側の都合で転居してもらうんですから、それはそんなことしませんよと、あっさりオウム返しみたいに返ってきましたけど。何でこんな簡単なことがそんなに厄介になって、しかも1つ答弁漏れがありますよ。この転居というのは、国土交通省の説明会があった平成27年の10月かな、それ以降はまた自分の意思でぼろっと出る人もいないじゃないですか。自分の意思で出る人もいますよね。ほいで立ち退きだと言われて出る人もいますよね。どこかで線を引く必要があるじゃないですか。

それは平成27年の説明会以降ですかって、その国土交通省のですよ。いつまでさかのぼるんかなというのがありまして。もともとと言やあ、そりゃ平成19年ぐらいまで戻れるみたいですよ。道路の関係のことで言えばですよ。それから全部壊すか一部壊すかでいろいろ検討していたんでしょうから、それはそれとして。平成27年以降の人に対しては皆さん公平に扱っているかな。その確認をしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本茂広） 補償の対象のお答えなんですが、あくまでも補償対象以降になります。それから一般的には補償に対して、補償を実際にお金を提示したり、そういったところから具体的な協議が始まると。具体的な補償対象はそういった交渉をされる方、そういうことになります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本茂広） 補償の対象の方でございますが、平成27年10月以降、国土交通省の説明がございました。その時点はまだ2号、3号棟には入居をされておりますので、全員が移転補償の道路事業による対象になります。それについては、皆様には初期段階で公平となっていました。ただ、その間に自己都合で出られた方については当然補償の対象にはならないというケースもありました。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 最後になりますね。多分このやりとりはこれで終わりですから、要らんことを一言言いますけども、大竹市役所はこの回数制限があるんですよ。岩国市も廿

日市も回数制限ないんです。時間はありますけど、回数制限があるから議論が深まらない。そういう意味ではこの大竹市の議会をちょっと変えてほしいなと思いますが、それはさておいて、今の平成27年の10月に国土交通省が来て、岩国大竹道路の用地買収に絡んで建物から壊しますと、出ていってくださいと、そういうことになりましたと話があった後、あった後出た人は皆さん対象でしょ。

自己都合って、それはまあ世の中には正直な人がいますから、いやわしはもともと出ようと思っただけで、補償要らんよねという、そういう奇特な人がいたら、それはそれでそれを拒むものじゃないでしょうけども、基本的にたまたまそれから引っ越して東京へ行こうが、岩国市に行こうが、家を新築しようが、いやそれは市役所が出てくれるって言うけえ、わし対応したんよと言えばそれまでですから、それ以降出た人は皆さん対象ですよ。

ただその後のその対応が皆さん同じじゃないという気がするんですよ。今回、多分山本課長は4月からですから、お感じになっていると思いますけども、3月のときには私、保証人のこともたずねましたね、一般質問で。あのときも保証人をとるんだって、わあわあ言って、ほいで途中で要らないことに、何か規則か何かを変えて、それ以降要らないと言ってみたり、その保証人をとるために苦労する人は苦労しとるわけですね。

こんなことも去年の段階でも十分わかっているわけですよ。もっと言えば平成27年の段階で考えておくべきことですよ。当然こういうこと、初めてのことであっても、初めて大竹市がするんですから、どういう例があるかなって、それこそ近隣の街でも電話すりゃあわかりますよ。ああ、こういう問題がありましたよとか、こうしたほうがいいですよって、それを全然やっていないかな。不思議なんですよ。

最後に行政のほうで決めたら、それでもういいじゃないかと、頭ごなしにやらせてしまうというところがあるような気がします。きょうもここに部長がいませんよね。なぜ部長がいないのか私わかりませんが、山本課長の上司は部長じゃないですか。へりあいてますよね。私、部長がちゃんとこういうときは腰の痛い課長にかわって部長が喋ったっていいじゃないかと思うんですけども、重複について皆さんが重複ではない。

要は、これは聞いた話ですけども、ある街ではシステム上、二重にとろうと思っても入力できなくて、そういう街もあったみたいですが、大竹市って役所はこういうふうなんで迷走すると現場大変だなと思うんですよ。家賃請求するだけでも。あいつどうなってるかな。ふつう2カ所から徴収するようなシステムってないですよ。つくるだけでもですよ。

話、余談ですけど、最後だから余談を言わせてもらいますけど、上下水道局から請求書が来るわけですよ。ほんで複数ある場合は封筒に詰めてくるわけですよ。封筒に詰めたら郵便番号を書かずにいけんから、その封筒の郵便番号は手で書くわけですよ。最初からそういうことを考えときゃ、中に突っ込んだところに窓に郵便番号あれば突っ込んだらそれで終わりですよ。封筒をつくる時と、1カ所しか請求しない人のはがきですよ。それのデザインが一致しないわけですよ。そこでも郵便番号書くだけで手間ですよ。何じやろうと思ったことがありますけども。

今の仕組みをある人がお客さんというか入居者でいて、何月何日まではこっちのアパート、何月何日からこっちのアパートってやりゃあ、双方の計算が合ってばぱっと行くわけです。それが同じ人から二重に取ろうと思うと、システム上も少々面倒くさいですし、ソフトウェア上も金額がかさむと思いますし、非常におもしろいなと変なことをする行政だなという気がしますが。

ここまで出てまして、言うべきかどうか迷っていることが1個あるんです。要するに、徴収をした人としていない人という、らしいんです。そうなると、行政の落ちじゃないですか。できたら、取らない方向で、どこの街もそうですから。だから取らない方向でそろえるという考えはないですか。重複して取るということ自体が余りいいことではないですし、そしてシステム上も、仕事の中から言うても、ああいう例外的なことが仕事の流れをすごく邪魔するんですよ。

家賃の残高不足も一緒ですよ。皆さんがちゃんと円滑に払ってくれたら事務ってすごい楽ですよ。例外的なことがあるから、すごい仕事が手間食うわけですね。今回でもそうです。二重に取るということは、事務のミスも多分手作業でやっているでしょうね。だからミスるんです。ほいでよその街がしないような1回こっきりのわずかな金額でもありますし、やっぱり取るのはこの際やめたらどうかと思うんですが、それをぜひ検討してほしいんですが。今回からじゃなくて、次回からじゃなくてですよ。めったにないことですから。今回の3月、4月あたりからお金をお返すことによって調整すると。金輪際、そういう重複については、他の市町と同じようにするという方向で考えてもらえないかなと思っちょっとお願い方々聞いてみるんですが、お答えください。お願いします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本茂広） ただいま、家賃の徴収について、今回のケースからというお話がございました。これについては、長い市営住宅経営の中でいろんなケースがありまして、今回このような初めての対応ということになりまして、これについて確かに改善すべきことはあるかもしれません。

さっきも少し言いました、国の事業による移転補償のケースの場合、これについては例えば引っ越しの費用、期間、雑費というのが正當に払われているというところがございしますので、住宅の入居人の方についてはやっぱり自己努力で引っ越しという対応をしていたとこの筋で考えております。

それと今、特定入居、これについてはやっぱり大竹市の事業でもって、移転のほうをお願いするというケースもございまして。だから何が何でも二重家賃というケースは検討すべきというところも1つございまして、これについては都市計画法を中心に市の内部のほうで検討すべきことの1つであるかと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 続いて8番、網谷芳孝議員。

[8番 網谷芳孝議員 登壇]

○8番（網谷芳孝） 暁の網谷でございます。よろしく申し上げます。それでは質問に入らせていただきます。



本市の市営木造平屋住宅は第五次大竹市総合計画わがまちプランでは廃止の計画になっていますが、その木造住宅の解体による跡地の構想でございますが、よろしくお願ひします。

今、大竹市内にある市営木造平屋住宅は、大変古く、老朽化も大変進んでおり、戦後間もなく建てられた50年から70年近くたって、本当に古い建物でございます。もちろん耐震基準にも満たない大変危険な建造物であることは皆さん御承知と思ひます。

わがまちプランでは、老朽化した木造平屋住宅は、計画的に解体し、解体後の土地は地域の資源として有効に活用すれば、人口減少の緩和また停止の要因に少しでも役立ち、ひいては人口増加が期待されるのではないかと思ひますことから、都市という地域の資源を生かした住みたい街大竹を目指しながら、定住促進などの期待を込めながらも土地開発業者または住宅販売会社などへの民間売却など有効に活用すると市営住宅管理事業としてうたわれております。

管理戸数の指標では、平成26年287戸から平成31年には237戸との目標値になっておりますが、おおむね年間10戸ぐらひの解体戸数の計算になっており、完全に解体される時期としましては、単純計算でも二十数年の年月が必要との計算になります。

またわがまちプラン総合計画では、木造平屋住宅の解体を進めるために、居住者の早期移転に積極的に取り組みますとうたわれておりますが、方向性では間違ひないと思ひますが、しかしながら、まだまだ多くの市民の皆さんもいろいろな事情を抱えながらも今現在も居住されております。

そのようなことから、今住んでいる住民の皆さんの完全なる移転または完全なる住宅の解体の時期に、完全にまとまった土地をでき上がった時点で次の計画に移行するのでは、先ほども申しましたとおり、大変な時間と年月が必要となります。

したがひまして、それはそれとしまして、転居を急がすのではなく、もう既に市内ではかなりの数の住宅があちらこちらで解体されておりますことから、中にはまとまった広さの土地も見られることから、大小さまざま土地ができ上がっているように見受けられます。それとは裏腹に景観面、または安全面の側面からも近隣住民の心配の負担を少しでも取り除くためにも、今までの木造市営平屋住宅に対する計画に並行しながら、次の政策に取り組むべき時期に来ているのではないかと思ひます。

各地域の平屋住宅に居住されている皆さんの完全移転または完全なる解体の実行を待つのでは相当な年月と時間を費やすこととなりますことから、この即ち、全国的に見ましても、一昔前のようなバブル期が再来するとはとても思われなから、ここ数年来の若干の景気回復の気配が見られている時期でありますところから、もうそろそろ解体跡地の行政としての利用または民間売却など、定住促進または財政の観点からもいろいろな施策を講じる時期ではないかと思ひますが、執行部の考えを伺いたひと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、登壇での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市の持つ資産を将来のまちづくりのために有効に活用していかなければなりません。公共施設等総合管理計画に基づきまして、土地の活用策の検討を進め、1人でも多くの方が大竹に住んでよかったと感じられるよう、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

それでは網谷議員の市営木造平屋住宅の解体跡地についての御質問にお答えいたします。市が管理いたします平屋住宅は233戸ありますが、そのうち112戸は既に退去しており、空き家となっています。平屋住宅については老朽化していることから、廃止する方針としております。

わがまちプランにおいて、平屋住宅の計画的な解体、跡地の活用を進めることとしており、プラン策定時に設定した管理戸数の目標は、平成27年度に大幅な整理が進んだことから、既に達成しております。また廃止後の跡地の活用は定住促進につながることから、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも重点取り組みとして記載しています。

現在目標を上方修正し、平成31年度の管理戸数を223戸として取り組んでいるところでございます。平成30年3月には市営住宅におけるストックの適切なマネジメントのための計画、「大竹市営住宅等長寿命化計画」を改定しており、その中でも平屋住宅が耐用年限を経過していることから、居住者の移転、用途廃止を行うと明記し、計画的な解体を進めているところでございます。

15カ所ある平屋住宅の団地は、所在地や規模もさまざまではございますが、基本的には解体後の跡地は、民間への売却を考えることとしています。平屋住宅にお住まいの方に対しては、ほかの市営アパートなどへの転居を促すため、引っ越し費用を市が負担するなど、個人負担の軽減を図っております。

しかし、各世帯の事情もあり、いずれの団地にも現在も複数の世帯が居住している状況で、売却などには至っておりません。近況では、御園6号アパートの完成により、約20世帯の方に平屋住宅から移転していただきました。空き家は防犯上の不安もあることから、早期解体を促進し、跡地の活用に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上で網谷議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 来年平成31年時点で223戸という数字が出るとんですが、これはことしの予算書でも1,000万円ですか、10軒近い解体費用が出ておりますが、聞きますと、また補助金の何とかの関係で7軒かそこらということも聞いております。ということは10軒でも二十数年かかるものを、7軒とか、年間5軒とかいうことになりますと、もう30年、40年の歳月が要るんじゃないかというようなことをちょっと単純に計算したわけでございます。

ということで、先ほども市長の答弁にもございましたが、販売を主な目的ということでございますので、この販売の時期をいつごろから始めるのか。この解体をまだ220～230軒ある中で、どれぐらいの解体が済んでからの考えているのか、または先ほど申しましたように全部の解体を済んでからの計画になるのか、ちょっとそのところを教えていただければと思います。都市計画課長、足元遠いから座ったままで結構ですから。

○議長（児玉朋也） それはこちらで判断します。

都市計画課長。座ったままで結構だそうです。

○都市計画課長（山本茂広） 失礼します。先ほど答弁ございました15カ所ある平屋の団地でございます。

大小さまざまございまして、当然入居者がまだ中におられます。これにつきましては、物理的にはどんどん解体をしていって、早く更地にして売却という考えは当然持つところなんですけど、ただ、住まれておる方の個々の事情がございますので、これを無視して早く移転をお願いするということは、強行的にもできないところございます。

そこについては、住んでおられる方との調整であったり、それからまた現場での残った跡地の維持管理もあわせて対応する所存なんですけど、ただ明確にいつの時期までに全部移転が可能というところまでは、予測はできても、ただその予測に対する実効性がどれだけの確率で行くかというところは、はっきりまだ今の時点では申し上げれないところがございますが、ただ方針としては今網谷議員のおっしゃいましたお考えと市役所の考えのほうは一致しているものと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 課長の答弁は重々わかっておるんですが、私が質問したいのは、どの時点でそういう行動に踏み切るのか。大体でもいいですが、何年かできちゃって聞こうとも思いませんが、大体今112軒がこれからまだ相当な年月がかかりますよね、これ今から解体するということになりますと。これが今、220～230軒まだあるそうなんですけど、もう100軒済んだらなのか、それよりかは、地形として、いろいろ虫食いと言うたら言葉が悪いですけど、そういう感じになっとるんですが。

住居されとる方の事情はそれは重々わかっておりますが、いろいろな事情を抱えているものとは思われます。そのようなことで、220～230軒ある中で、かなりこれからもこの地帯が一括でききれいになるということはまずないと思いますが、今、それと同時に今でもかなりの広さのところがあるんですよ。僕らぱっと素人が見た目でも。

その辺のところ、まだ今の時点でもどれぐらいの何%ぐらいの広さになったら、行動に踏み切るのかということと、僕は素人考えですと、もちろんこれからあの団地をつくるんですから、これは全部の立ち退きが終わるまでには何十年かかるかわかりませんが、その前にある程度の図面を引いて、道路なり、電柱なりいろいろなものが建つと思いますが、そういうのをあらかじめ図面として出して、それにかからないようなところは販売のほうの行動に移ってもいいのではないかと、ちょっとそういうのを思ったんですが、法的なことであろうかと思いますが、そのようなところをもう一度済みませんがお願いします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本茂広） 座って済みません。今、全体的な少し中長期的なお話になりますので、ちょっと今私、都市計画課長の立場で言ってもまた変わるということがございますが、今の現状で言いますと、今、市長答弁ございましたが、民間売却にしていくという方針でございます。

そのとき民間売却するケースでありましたら、やっぱり底地の権利関係であったり、それから水道管の残存物件、下水道管残存物件、この辺を全てきれいにして更地にするという条件が当然出てきますので、理想的というか、立ち退きが全部完了して、そういった権利関係、底地の地下埋設物、この辺の整理していくのが理想でございます。

表面から見たら、切り売りできそうな箇所は多々あります。そのために地下埋設物を切りかえていたり、そういった費用を今お金をかけてというのも費用対効果の面から検討して、よい場合もあれば悪い場合もありますので、その辺についてはまた改めてそういう御質問ありました、こちらのほうで今可能性については、まだ粗いレベルにはなるかもしれませんが、検討の1つ課題として、内部で考えたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 土地というものは先ほど申しましたように、一昔前のバブルのような販売したらすぐ買い手がつくような状態でしたが、今はもう大竹市だけでもかなりの土地を抱えておりますよね。土地造成の範囲と開発公社ももちろんありますし。

そのようなことで、これをすぐ出したからと言っても、これからまた何年もかかりますので、そのようなことを考慮しますとある程度のところで踏ん切りをつけて、計画を立てませんと、見た感じは関係ないのかもわかりませんが、かなりの荒廃したような印象を受けますので、何とか少しでも早く行動に移るようお願いしたいと思います。何かコメントがあれば、なければ終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） 市長の手元に質問の通告をいたしておりますが、その順序に従いまして、ただいまからお尋ねをいたします。

市長にお尋ねするんですが、法律が変われば変わったで、市町の団体ではそれに見合う条例を改正したり、あるいは新たな条例の制定をするというふうなことに、作業としてはなるんですが、私がこの席でお伺いしたいのは、国のほうで経済再編だとか、財政の健全化だとかいうふうなことが議論をされて、その具体化のために工程表なるものが公表をされます。昨年の12月に経済諮問会議の答申を受けた経済・財政再生計画改革工程表なるものも、市のほうにその文書なるものが届いておるといふふうに思うんですが、その中で特に社会保障に関する分野について、今関係各方面なり、あるいは関係者の間ではいろいろと心配や悲願の声も上がっております。

そこでお尋ねするんですが、この社会保障分野についての工程表なるものは市に届いた段階で庁議なり、あるいは担当部課内で順次その事業の執行に当たって検討されたり、また調査をしようとするような事項についての調査をされるというふうなことで、事業への具体化に取り組んでおられるんですか。それとも、法律の規定の範囲内で各社会保障分野の事業具体化は行うということ、特にこの工程表には、拘束をされないということになるんでしょうか。

また市町の団体で、国の法律や規制が変わったとしても、実際は自治体としての自治権、

自立性というものが憲法上は認められておるわけですから、市町の裁量権の及ぶ範囲内では最大限この工程表に示される規定を超えて、あるいはさらなる社会保障への充実に取り組むということがあり得ると思うんですが、この工程表の位置づけなるものについてまず説明を求めたいと思います。

それで今、関係団体、関係者から心配の声が上がっている事項について幾つかお尋ねをいたします。生活保護の問題ですが、この生活保護の給付水準が引き下げられるということは国民全体の生活水準を引き下げることにつながる重要な問題です。これだけの収入があれば、これだけの生活が維持できるということを国のほうで決めて、現行の生活保護費全体の見直しなり、切り下げを行うということであると、サラリーマンにせよ、日々額に汗をして働いておられる皆さんの収入にまで、これだけの年所得があれば、ここまでの生活が維持できるんだという理屈につながるわけです。全体の生活レベルを引き下げる作用にもなると。こういうふう指摘をされていることに我々としても大いに注意を払う必要があると思う。

それで、具体的に申し上げますが、ことし10月から生活保護に関しましては、子供のいる世帯、母子加算、児童扶養加算、こういうものが減額をされると。この問題についても、保護世帯の皆さんはもちろんですが、日本国憲法第25条に照らしても国のこうしたやり方が国民全体の生活レベルを引き下げることになるんだという厳しい批判の声も上がっております。市として、このことについてどのようにお考えでしょうか。市長の思いを一つ聞かせてもらいたいと思います。

それから、さらに、生活保護の問題に関連してお尋ねするんですが、今年度から生活保護受給者について後発医薬品の普及の目標を80%に引き上げると。こういうことが工程表でも示されておりますけれども、後発医薬品の普及は今、厚生労働省さえ国民全体の医療費の削減に向けての大きな取り組みの課題として問題提起をして、全国の各市町村でも医師会と協力をしながら、後発医薬品の普及に努めて、医療費抑制に努力を払っている最中、ところが生活保護に関して、後発医薬品の普及の目標を80%まで実施するんだと。こういうことを工程表では示しとるんですね。

そこで私は、これはまさに、医療費全体の抑制を図る狙いがあるんなら、国民全ての医療費抑制の問題として、位置づけるべきであって、生活保護者世帯だけに、こういうことを目標数値まで示してけつをたたくというふうなことは、差別思想につながるのではないかというふうに思うんですが、担当課なり、市長部局でこの工程表に示されたこの問題について、どういうふうにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

それから障害者自立支援法が制定されまして、既に10年になろうとしているんですが、この障害者自立支援法が制定をされて、障害者団体と司法の場でいろいろと問題を争うことになりました。それで8年前に、障害者団体と厚生労働省の間で、司法が判断をした内容に基づいて是正をすべき幾つかの問題について、合意をいたしました。8年前です。

ところが、いまだに合意をした問題の1つに実施をしない問題が続いております。例えば、障害者が65歳で介護保険に移行しなければならない。介護保険優先原則の廃止が合意の中に盛り込まれておりますけれども、現在もこの優先原則の廃止は、厚生労働省もして

いないんです。それで、この介護保険1割負担が、生活保護を受けていらっしゃる皆さんの大きな負担になっている。このことが障害者団体からも、毎年のように厚生労働省に対して合意事項の実施を求める要望が出されておりますが、この8年間一向に解決をしない。このことについて、市町村の独自措置はできないんですか、できるんですか。このことについてお答えをいただきたいと思います。

それから、国民健康保険の県単位への広域化について、私なりに心配をして問題についてのお尋ねをいたします。この広域化については、ことし4月からいよいよ実施になったわけですが、昨年の1年間いろいろ県段階での協議会に大竹市も参加をされて、議論を重ねて請願を得て、4月1日に実施ということになったんですが、その過程で一番心配になる保険料がどういう基準で決められるのか。また広域化によって、保険料の負担が大きくなるのではないかという心配がありましたが、これまでの説明の過程では、そんなに心配するほどの負担増はないというふうな説明で、今日に至っております。

しかし、具体的に加入者に対して、納付書が送付されるのは6月の末から7月です。それで心配なのは、説明段階の負担額と納付額による負担額を見て、びっくりするようなことになってならないとは思いますが、このことについて、担当課のほうでこういうことになる。当初の予想よりか負担額が大きくなるように、率直に述べていただきたいと思えます。

それで、このことについても、市長の裁量権の及ぶ範囲で負担軽減につながる措置をしてもらいたいと思うんですが、そのことができるのかどうか。市としての判断なり、お考えを聞かせてもらいたいんですが、一番私が問題にしたいのは、世帯割というのがありますね。所得が低かろうが安かろうが、家族が4人おれば1人当たり2万円なら2万円、納めてもらうというこの納付の構成ですね。ですから、国保を引き上げることによって、世帯が少ない人ほど苦しくなる。ここの問題について、今全国各地では、この部分の負担額を軽減する取り組みをしているわけです。

例えば、ある市では、この部分を18歳未満の世帯がある場合には、3割減額する。こういう措置をこの4月1日から実施をしているところもある。それからある市では、第3子以降、国保料の均等割、これ1人当たり幾らとかいうことに計算されるわけですが、全額免除して、国保料の軽減措置を実施しているというふうなことがあるんですが、こうした例に倣って、市長の裁量権に基づく措置が大竹市でも可能なのだというふうに私は理解するんですが、この軽減措置について、市長のお考えを一つ聞かせてもらいたいと思います。

それから、大事なことは広島県全24の市町がありますが、広域化に基づいて、広島県は保険料を統一すると。こういうことを目指しておるようですが、これは広島県だけじゃなしに、幾つか今名前が上がってるのは、広島県、奈良県、大阪府、滋賀県、こういう1府3県が報道されておりますが、この広島県も保険料を統一するというふうな方向で事務レベルの協議はどこまで進んでいるんですか。

国のほうでは、保険料統一が強制はしないと。こういうことを何回も厚生労働委員会の審議の過程では名言をしているんですが、何で、広島県は保険料の統一を目指した動きを全国に先駆けてやろうとしているんか、そこがどうも私は理解できんのです。協議がどこ

まで進んどるんかいうことを一つ、この場で説明をお願いしたいと思います。

それでこの工程表の中に私が見る事項に、ベッド数が400以上の病院は大病院だという指定をされて、そこでかかりつけの医師の紹介状がないと、窓口負担を5,000円追加負担を取られると。再診の場合は2,500円要る。こういうことが、工程表の中にもあるんですが、我々が利用できる大病院とはどこどこになるんですか。大竹市の国立病院機構広島西医療センターも入るんですか。それとも、岩国市の独立行政法人国立病院機構岩国医療センターあるいは地御前にある廿日市市の広島県厚生農業協同組合連合会 J A 広島総合病院ということになるんですか、この近くでは。こういうこと自体も何でそういうことをせにやいかんのかというふうに思うんですよね。どういう判断でこういうことになつとるんかということも、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

最後の問題になりますが、介護保険の問題で、今、介護の世話にならにやいかんということで、まず、市のほうに認定をしてほしいというふうなことの申請が出されて、手続きが始まると思うんですが、この平成29年、平成28年、あるいはことしにかけて、介護の認定をしてほしいという申請件数はどれぐらいありました。

この認定の申請が出された段階で、これまでの専門家による、認定が審査されてきたんですが、今は25項目によるチェックリストなるものが渡されて、そこでマル・ペケの印をつけて、職員がこれは認定のしようがないと。大竹市の総合事業の事項になるから、そちらで一つ自立のための努力をなさいというふうな指導になると。保険料を払いながら介護を受けたいと思っても、それはそうはならんという仕組みに今なつとる。

一体この認定申請がどれだけあって、認定を受けた人がどれだけなのか、それから要介護3が2に軽減されたとか、2が1になったとかいうふうなことが、国のほうでは実績評価として、認定者数を減らしたり、重度から軽度に度合いが下がっていけば、報奨金制度を設けて、市町村に報奨金を出すというふうなことまでやろうとしている。まあもう既にやっているのかね。そういうことになると、介護保険を払いながら、介護が受けたくてもまともに介護を受けることができなくて、むしろ重度化になってしまうというふうな矛盾も同時にあるんじゃないかと思うんですが、実態をまず聞かせてもらった上で、一つ議論を深めてもらいたいと思います。

それで大竹市の総合事業の現状ですね、要支援1と2が介護給付から外れましたから、そういう人たちが介護の重度化にならないように、自立をして、いつまでも元気で暮らしてもらいたい。こういう思いでの支援を進める上で、市町村ごとに総合事業なるものが展開をされ、その組織あるいは必要機関が設置をされて、日に日に充実をしておると思うんですが、大竹市の総合事業にかかわる体制は、どのように整備をされておるのか、現状について説明を求めたいと思います。

それで最後をお願いをして、登壇しての質問を終わりたいと思うんですが、この保険料について、介護にしても国保にしてもそうですが、高度累進性の採用を導入すべきではないかということを以前から私は要望して当初よりか、このランクづけですね、所得のランクによって、保険料を払ってもらうというふうなことが現在は11段階ですか。これを高度累進性にさらなる導入を図って、負担の公平性を期すべきだと思うんですが、介護保険に

しても国民健康保険料にしても、所得の少ない人ほど、負担割合が大きいという現状の改善をぜひ改めてもらいたいと思うんですが、このことについても、最後にお尋ねをしておきますので御答弁のほうよろしく願いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時を予定しております。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時57分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

16番、山本孝三議員の答弁を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 団塊の世代が75歳以上となる、いわゆる2025年問題が目前に迫っております。支えられる方が多くなる時代の持続可能な社会保障のあり方を給付、サービスと負担、税、量の両面から真剣に考えていかなければならないと感じています。市民の暮らしを思い御質問をいただきました。ありがとうございます。

事前に聞かせていただいた御質問をもとに用意したもので答弁させていただきます。

それでは、山本議員の社会保障制度の充実に市としての役割をの御質問にお答えいたします。まず、改革工程表は平成27年6月30日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015に盛り込まれた経済・財政再生計画を着実に推進するため、社会保障、その他の主要分野ごとの進捗状況及び今後の取り組みの進め方などを取りまとめたもので、直近では、平成29年12月に改訂版が示されております。

この改革工程表の本市への示され方ですが、社会保障関係の各分野において、制度見直しにつながる部分も数多く含まれておりますので、県主催の会議等において、分野ごとに制度変更の趣旨やQ&Aなどが通知されております。

各分野の御質問についてですが、1点目の生活保護費は、国で定期的に生活保護基準の検証と見直しが行われました。本年10月からの見直しに、子供のいる世帯の加算措置等の見直しも含まれています。

児童養育加算は、現行制度では3歳未満児は月額1万5,000円、3歳児から中学生までは月額1万円ですが、これを子供1人に対して一律1万円とし、支給対象は高校生までに拡大されます。

母子加算は、子供のいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯が二人親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を算出した結果、子供1人の場合は、月額約2万1,200円から1万7,000円に減額となりますが、子供が2人以上の場合は2人目の加算が月額1,690円から4,300円に、3人目以降の加算が月額850円から2,600円にそれぞれ増額され



ます。

また、学習支援費について、入学準備金の増額や高校受験料の支給回数の拡大等の見直しが予定されています。なお、今回の見直しで減額のある世帯については、減額幅を現行基準からマイナス5%以内にとめるとともに、3年間をかけて段階的に実施する激変緩和措置を講じることとなっております。本市における子供のいる保護世帯、4世帯の新基準による保護費はいずれも若干の増額となる見込みです。

2点目の65歳以上の障害者の介護保険利用についてです。障害をお持ちの方が65歳になると、制度が障害福祉から介護保険に移行することになり、従来受けていたサービスの量が減少したり、受けられなくなったりする場合があります。国からの通知に「市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害者サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を聴き取りにより把握した上で、適切な判断をすること」とあり、本市においてもこれに沿った対応をしております。

障害をお持ちの65歳以上の方は、市全体で身体・知的・精神を合わせて842名おられますが、本年4月1日現在で障害福祉サービスを利用されている方は27人で、内訳は在宅で介護給付を受給している方が2人、訓練等給付が1人、施設入所者が17人、グループホームの利用者が7人となっています。

3点目の国民健康保険の広域化についてです。2月の生活環境委員協議会での説明と実際の賦課時点での差異についてですが、事業費納付金は2月に説明した金額と変更ありません。標準保険料率は所得割50%、均等割35%、平等割15%の賦課割合で算定していますが、本市においては段階的に移行するため、本年平成30年度の本市の保険料率は所得割50%、均等割31%、平等割19%で算定することも2月に説明したとおりでございます。

国民健康保険の保険料は6月に算定しますが、賦課総額を年度当初の一般被保険者数・介護保険第2号被保険者数で除した1人当たりの賦課総額は、平成29年度と比べ約4%少なくなっています。

統一保険料率の公平性については、制度改革により保険給付を県内全ての被保険者の相互扶助により賄うこととなりますので、同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても、同一の保険料になることが最も公平な負担となります。そのため、広島県では、社会保険制度の基本原則を踏まえ、被保険者の負担の公平性を優先的に確保するため、統一保険料を目指すこととしたところです。

御指摘のとおり、医療費水準や収納率の市町間格差はありますので、それを踏まえ、市町ごとの収支を均衡させています。医療費水準については、広島県の水準が全国平均よりも高いことや、医療保険制度のあり方から、容認できないほどの格差ではないと判断しています。

医療提供体制の整備については、市町や二次保健医療圏の実情を踏まえ、身近な地域で質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、県において各二次保健医療圏の地域医療構想調整会議などで協議しながら、市町や医療機関等と協力し、取り組んでいくこととし

ています。

こうした取り組みを前提として、事業費納付金の算定に当たっては、統一保険料率を基本に、医療費水準の市町間格差は反映しないこととしています。また、標準保険料率の算定に当たっては、保険者としての負担の公平性に配慮し、収納率の市町間格差を反映することとしており、激変緩和措置期間終了後においても、統一保険料率をベースに、市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を目指すこととしています。その後、収納率が市町間で均一化したとみなされる段階で、完全な統一保険料率を目指すこととしています。

市独自の軽減策の検討状況は、先ほど答弁しましたように、制度改革により同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料になる統一保険料を目指していますので、本市独自の軽減策は検討しておりません。

なお、平成30年度は中間所得層の負担を軽減するため、国民健康保険の賦課限度額が4万円引き上げられます。また、平成30年度から5割・2割軽減の判定所得基準が引き上げられますので、軽減対象者がふえるものと見込んでおります。

4点目の介護保険における介護予防・日常生活支援総合事業についてでございます。本市では平成29年4月から総合事業を開始しております。基本チェックリストの実施状況は平成29年度末までに100の方が実施され、99の方が事業対象者として判定されましたが、そのうち28人の方が改めて要介護・要支援認定を受けておられます。

また要支援1・2の認定を受けられた方は、平成28年度が延べ191人であったのに対し、平成29年度は延べ206人となっており、総合事業の開始前後と比較しても要支援認定を受けられる方は、むしろ増加しております。

また、総合事業におけるサービスの整備状況は、制度開始当初から実施しておりました、訪問型・通所型サービスの現行相当サービス及び基準を緩和したA型のサービスに加え、本年6月から3カ月を基本とする短期集中型のC型の通所サービスを開始する予定としております。

現時点でも事業対象者のサービス需要は満たされていると考えておりますが、今後もサービス基盤の充実に向け、多様なサービスの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 時間がないので、端的にお伺いしたいんですが、この工程表なるものは庁議あるいは部課内で事業実施前に、具体化の上での検討はされるんですか。それで、登壇して質問した際にも申し上げましたが、これは拘束されるものですか、それとも市町の裁量権の及ぶ範囲で充実、補足、改善措置等ができるということになるんですか。その答弁がないで、もう一度お願いします。

それから、この冊子ももらっております。大竹市高齢者福祉計画・大竹市第7期介護保険事業計画なるものです。これも、冒頭から工程表に沿った事業展開を進めるというふうに述べられておるんですが、その中で私が関心を持っているのが、地域の包括ケアシステムの深化・推進というのが41ページにあります。このいわゆる総合事業に誘導される介

護を必要とする軽度の方、また、介護を受けないで自立した生活ができるような方向で、自立を促すという意味合いで、総合事業なるものが各市町村で取り組まれるわけですが、その体制は、整備はどうかということについてお尋ねしたんですが、このことについては全然答弁がないんです。

それで、この中で注目を私がしたのは、科学的な根拠を持って自立の方向を導入といいますか、導いていくんだというふうな言葉があるんですね。科学的根拠なるものの意味をよく理解できんですが、担当部長なり一つ、科学的根拠とは何を指しているのか。それを言うんなら、25項目のチェックリストだけで振り分けをすること自体が科学的根拠に欠けるじゃないかと思うんですね。そもそもスタートの段階で、そういうものは私は釈然としない気持ちを持っておるんで、そこを一つ聞かせてもらいたいです。

それから、生活保護の問題で、私は受給される側の立場で、心配になっているところや生活が圧迫されるというふうなことでの意見を事実に基づいて述べたんですが、今、市長の答弁ではあたかもこの工程表なるものの中身は、全て制度充実、または、この受給される方の立場に立って、一層の充実が図られたというふうなことに聞こえたんですが、問題意識が全然ないんですか。

後発医薬品の問題についても、母子加算や児童養育費加算の問題等について、こういうことについて全然庁議でも部課内でも議論もしなければ、市としての役割をどう果たすかというふうな立場でも議論されんのですか。そのことを問うとるんですよ。

だから国が言う、通り一遍のことで、事が済まされるというような性質の問題ではないところに今来ておるから、受給を受ける皆さんも関係団体や専門家の間でも、厳しい批判なり改善措置を求める声が上がってるわけですから、そういう事実も、一つ素直に受けとめた上で、これからの対応をしてもらいたいということを申し上げておるんで、そのことに触れた答弁が全然されんということでは、機械的に上からおりてきたものを紋切り型で進めるということですか。そうあったんじゃあいけないんじゃないかということをおっしゃるんです。

○議長（児玉朋也） 答弁をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 経済財政再生計画の中における改革工程表の御質問と具体的な施策の御質問がありましたので、なかなかそれを合わせて御答弁するというのはなかなか回答しづらい部分がありましたので、こういう答弁になったのかと思います。

まず工程表の関係なんですが、これは経済財政再生計画の中に位置づけております。何でこうなったといいますと、今さらお話をすることもありませんが、先ほど市長も申しましたように、少子高齢化、人口減少社会の中で、このままの経済の政策を進めていく中では日本は太刀打ちできないと。日本がもう経済活動ができなくなっていくということからそもそもこの計画は始まったわけですから。

その中でそのいろんな項目があります。社会保障分野、社会資本整備等、あるいは地方

行財政等のこともあります。一番に掲げられておるのが、社会保障分野のことです。なぜかといいますと、この前新聞でも出ておりましたけど、2040年ですか、社会保障費が190兆円になるというふうに出ておりました。今が120兆円ぐらいです。

ですからこの問題を解決していかないと、これからの日本というのは経済発展もできなくなりましてということです。ただ、これだけ伸びる社会保障費をじゃあ誰が負担していくんだと、そういうものを決めていかないと誰が負担していくんだか、あるいはどこまで保障していけるのかと、そういうことを決めていかないと、日本の将来は危ぶまれてくるということで、この工程表というのはつくられたんだと思います。

ただ、あくまでもこの工程表というのは、国の財務省のサイドでの計画でございますので、この計画を実現するためには例えば社会保障分野でありましたら、厚生労働省も中に入らにやいけません。

〔発言する者あり〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） ですから、例えば介護保険制度について、これを政策的に行っていこうとすれば、社会保障審議会の中での介護保険部会の中で決定されるわけです。このことについてはまだ書いておりませんので、その工程表の中でそういうことが政策決定に行くまでの間に行くために、例えば社会保障審議会とか、それをですね。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） 続けてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） なかなか大きな話から御質問がありましたので、ほかの皆さんにも御説明をしないと理由が内容がわからないと思われましたので、回答が長くなったんですが、基本的にはそういうことです。

ですから、政策決定するにしても、国の社会保障審議会の中でまずは議論をさせて、その中には行政の代表者あるいは企業の代表者、その方もいろいろ入るとるわけです。その中に私どももいろんな意見を言って決定するわけですから、そういうのを軽視してやっとなるわけではありませぬので、それを御理解をいただきたいと思います。

ですから、その個々具体的な施策と最初の……。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） もういいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） もうよろしいということでありましたら、大枠はそういうことですので、国の言っていることを勝手に全て認めているというわけではありませぬので、その辺のところは御了解いただきたいというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） それでは介護保険の総合事業についての御質問がありましたので、お答えいたします。

総合事業が平成29年4月に開始されまして、要支援1・2の方が市町村事業に移ったというところでございます。市町村事業と申しましても訪問サービス・通所サービス、それぞれ従前の予防給付と同じ報酬で行われるサービスもあれば、少し報酬を減じたAという

A型のサービスというのがございます。

報酬が少なくなりますので、まず参入される事業者さんがあるかどうかといったところが危惧していたところでございますが、現在のところその事業者数につきましては、訪問型について、サービスAの事業所は市内に6つの訪問サービス事業者がありますが、6のうち5の事業所が開始をしていると。それから市外につきましても、5の事業所、岩国市なり廿日市市でございますが、合計10の事業所が参入していただいていると。

通所につきましては、市内に8つにデイサービス事業者がありますが、その全てがA型のサービスをしていただいております。それから市外におきましても、岩国市、廿日市市、入れて4の事業所、合計12の事業所ということで、多数の事業所の参加を得ておりますので、先ほど市長の答弁にもありましたように、今困っている状況というのはないのかなとは感じておりますし、今後、短期集中型のC型のサービス、これも新たに始めようとしておりますので、ますますそういったところを充実させていきたいと考えております。

それから、入り口のところで基本チェックリストの話がございました。これについては、介護認定の申請を窓口でされる際に、とにかく全てチェックリストをとということではなくて、軽度の方で、先ほど訪問、通所のみを希望されている方につきましては、チェックリストをしてということにしておりますので、いたずらに認定者を減らそうとかそういったところはありません。

実際には、先ほどこれも市長も述べましたように、要支援認定者数のほうは実態としては伸びておりますので、そういった意味合いで基本チェックリストを用いているわけではないということを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 冒頭にも申し上げましたように、まさに給付と負担、このバランス、どうやってとっていくかという、持続可能なこれからの世の中をつくり上げるためにまさにそのことを真剣に考える時期に来ているというふうに強く感じております。まさにサービスを我慢する、負担を覚悟する、その時代が目の前に来つつあるというふうに思います。

ただ、そう言いながらも、困った方々をどうやって扶助していくかということにつきましては、やはり多くの方々の温かいお心が大切だというふうに思います。そういう意味で負担をどなたが覚悟するかということ。このことをしっかり検討して、お願いをしていかなければならないというふうに思います。

もう、今生まれている子供から先の年齢分布は決まっております。ここから先の年齢分布はもう先が見えているわけでございます。この構造を変えようと思えば、これから先、多くの子供さんが生み育てられる社会システムをつくる。それ以外には方法がないわけでございますので、おじいちゃん、おばあちゃんが我慢するのか、子供たちが我慢するのか、そのことを選択する時代が来たように思っております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） 続いて、10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 風の山崎でございます。私は先日、広島県が実施されました子供の生活に関する実態調査に関連して、子供の貧困対策、そして岩国基地の諸問題、以上2点について伺います。

初めに、子供の貧困対策について伺います。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が2013年に制定されてから5年が経過し、地方自治体は一定の方針のもと、対策や施策を講じてきています。子どもの貧困対策の推進に関する法律では、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、子供の貧困対策の基本理念、基本となる事項を定め、国との責務を明らかにして、子供の貧困対策を総合的に推進することが法律の目的とされております。

第2条では、子供の貧困対策は国及び地方公共団体の関係機関の相互の密接な連携と関連分野の総合的な取り組みを促し、第4条では地方公共団体は基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施することを義務づけております。

一方、総務省がこどもの日に合わせて発表した15歳未満の子供の推計人口は平成30年4月1日現在で、前年度より17万人少ない1,553万人で、37年連続で減少したと発表いたしました。全国で子供の人口が増加したのは東京都のみで、少子化に歯どめがかかっていない状況が明らかになっております。

一方、内閣府は5月17日に自治体による子供貧困対策に取り組むアンケート結果を発表いたしました。都道府県と政令市などのうち4割弱で対策に生かすための実態調査を実施していなかった。国や自治体の責務を規定した子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行から4年が経過したが、取り組みは広がっていないとしています。

調査は都道府県と政令市、貧困対策を推進している市区町村、合計339自治体の回答集計でありました。子どもの貧困対策の推進に関する法律施行後、子供の貧困に特化した実態調査をしていた自治体は全体の55.5%。未実施は36.9%だったとしています。

そのような中で、広島県の子供の生活に関する実態調査が行われ、このたび調査結果が公表されたわけでございます。広島県の暫定値につきましては、昨年12月7日に発表され、それらの数値65%の回答をもとに、私の3月議会の一般質問で御紹介し、本市の認識と取り組みについて、また2018年度の予算についての取り組みを伺いました。

12月の暫定調査の発表では、生活困難とされる家庭が全体の4分の1を占め、生活困窮世帯では授業につまずきを感じる子供の割合がゆとりのある世帯の3倍近くになっていること。世帯収入の低さのほかに、公共料金が払えなかったなどの経験があると答えた生活困難層が小学校で全体の25.6%、中学校で27.8%を占めていたこと。

生活困難層のうち、生活困窮層の学習状況調査では、授業がわからないと感じる子供の割合はゆとりのある世代の子供と比べて3倍近くに達したこと。また生活困難層の食生活調査では、1人で朝食を食べる、あるいは食べないと答えた子供の割合が多いこと。生活が困難な状況の子供は自己肯定感が低く、将来に悲観的な傾向が浮き彫りになったことな

ど、明らかになりました。

3月議会の一般質問の御答弁では、本市の貧困状況につきましては、県からの本市分の調査結果のデータが届き次第、その結果を踏まえながら、本市独自の実態調査の必要性を検討してまいりたいとの御答弁をいただいております。

広島県の調査結果が5月18日に公表されました。調査結果を踏まえて、本市の子供の貧困の実態をどのように感じられておられますか。また、広島県下全体の調査結果も踏まえてお答えください。

次に、岩国基地の諸問題について問います。

私は3月議会の一般質問で、米海軍のホームページに掲載された、廿日市市沖での米海軍の低空飛行と瀬戸内海での攻撃調整偵察訓練について、また米海兵隊の低空飛行訓練について伺いました。3月議会の御答弁で、瀬戸内海が米軍の訓練空域として設定されていないことは認識することができました。一方で、米海軍の廿日市市沖でのヘリコプターの編隊飛行訓練と米海兵隊の低空飛行訓練については、中国四国防衛局において、米側に事実関係の確認をされているということでありました。

5月9日の報道では中国四国防衛局は8日飛行目的などの照会に対する米側の回答を広島県と廿日市市、岩国市に伝えた。米側は写真の場所で訓練していないとし、高度などを日米間の合意事項を遵守していると回答したと報じました。一方で、防衛局は、訓練の詳細については明らかにしませんでした。またヘリの具体的な高度についても言及しなかったと伝えています。回答は米軍岩国基地の在日米海軍司令部からあったとの報道でした。基地問題の1点目、本市にはいつの時点でどのような回答がありましたか、お伺いいたします。

次に、岩国基地の米海兵隊のホームページに掲載された、ここの飛行制限は沖縄よりも厳格でない。そのことが私たちに沖縄ではできない訓練を行うことを可能としている。たった今我々は戦術的な低空飛行訓練を実施している。我々は敵の探知や天候を避けるため、通常よりも非常に地面近くを飛行していると掲載された問題についての御答弁をいただいております。

2点目に、この海兵隊ホームページに掲載された低空飛行訓練について伺います。中国四国防衛局の回答はいかがでしたでしょうか。引き続き実態の調査をされた回答を求めます。

3点目に、米軍岩国基地への厚木基地からの空母艦載機の移駐が3月末に完了して、早くも2カ月を迎えようとしています。5月3日からは、岩国基地での陸上離着陸訓練や硫黄島での陸上離着陸訓練FCLPや空母ロナルドレーガンへの着艦資格取得訓練CQなど、さまざまな訓練が計画をされています。

極東最大級に変貌した岩国基地が、地域にどのような影響を与えているのか、基地周辺住民の騒音被害は大きく、報道は連日に渡り住民の苦悩を生々しく伝えております。とりわけ、阿多田地区を要する本市も騒音被害の真ただ中にあり、阿多田地区住民の怒りの声が私たちも届けられています。現状を放置すれば、住民の怒りはまさに爆発寸前ではないかと懸念をしていますが、どのように判断をされていますか、お伺いをいたします。

4点目に、艦載機の移駐後、騒音コンター図の見直しを行い、発表するとのことでしたが、岩国基地移駐後2カ月が経過しています。また移駐後、陸上離着陸訓練や空母への着艦資格取得訓練も行われ、岩国基地でのタッチアンドゴーも行われると報じられています。当初より艦載機移駐後の新たな騒音コンター図を作成し公表するとのことでしたが、移駐後の騒音コンター図の見直しはいつの時点で行われる予定でしょうか。現在の取り組みや、また公表、説明などはどのように行われるのかお伺いをいたします。

次に、空母艦載機が岩国基地に移駐後、初めてのFCLPやCQ訓練が実施されます。特に空母着艦資格取得訓練、CQは四国沖に新たに設定された訓練空域で行われると思うわけですが、訓練後に艦載機が岩国基地に帰還するのが夜間になることで、基地周辺住民は多大な騒音をこうむることが心配されてきました。

厚木基地からの報告では、FCLPの期間中は艦載機が数グループに分かれて硫黄島に向かい、基地では残った艦載機がタッチアンドゴーなどの事前訓練を行う。硫黄島から戻った部隊もCQ訓練に向けて、着艦技術を保つ訓練を重ねることで、基地周辺は1日中騒音が響き渡るということでありました。

事実、今月8日、9日は、岩国市において騒音回数、苦情とも最多を記録しているとされ、特に8日は岩国市の尾津町で騒音回数は200回、川口町でも39回を記録しています。また1日当たりの市民からの苦情も過去20年間で最高の176件だったと岩国市が発表しています。このような訓練は深夜未明まで続き、地域住民に甚大な騒音被害を与えました。5点目、この間の本市の騒音に対する状況や、市民の苦情件数についてお伺いをいたします。

6点目、5月2日に入山市長は中国四国防衛局長に岩国基地における空母艦載機着艦訓練について要請をされました。要請は米空母艦載機着艦訓練が硫黄島の天候の事情により諸用の訓練が実施できない場合に、岩国基地を代替施設と指定したこと。この訓練が岩国基地で実施されることになれば、周辺地域の騒音被害や事故発生の危険性の増大などが懸念され、周辺住民へさらなる影響を与えることから、容認できないこと。岩国基地を利用することなく硫黄島で訓練を完結されること。今後の訓練においても硫黄島の代替施設としての岩国基地を指定しないことなど、米側に求めていただきたいと強く要請しますとあります。代替施設としての利用については、大竹市のみならず、山口県や広島県、岩国市など、基地周辺自治体がこぞって代替施設として岩国基地を指定しないこと。硫黄島での諸用の訓練を完了することを申し入れました。

ところで、この申し入れについてはどのような回答がありましたか、お伺いをいたします。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願いを申し上げます。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 艦載機の移駐が完了し、騒音への関心や不安、不満が高まる中で安心して暮らせるという視点での御質問をいただきました。ありがとうございます。現状や暮らしへの影響など、市民の皆様方のお声にしっかりと耳を傾けて、それを届けていくこと



も私の重要な役割の1つだと改めて肝に銘じたところでございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、広島県が実施した、広島県子供の生活に関する実態調査についてお答えいたします。なお、子供の学びについては後ほど教育長が答弁します。5月18日に子供の生活に関する実態調査の結果が広島県から公表されました。この調査は、昨年7月に、子供の生活状態や学習環境、経済的状况などについて、小学校5年生と中学校2年生、その保護者を対象としたものでございます。

生活状態については、低所得、家計の逼迫、子供の体験や所有物の欠如の3要素の該当数により、世帯を生活困窮層、周辺層、非生活困難層に分類しております。調査の結果、調査対象者の小学校5年生では約26%、中学校2年生では約28%の家庭が3要素のうち、1つ以上が該当する生活困難層にあることがわかりました。

子供の学習面や生活面についてのアンケート結果からは、朝食を食べない、1人で食べるなどの生活習慣が整っていない児童生徒の割合、そして自己肯定感の低い児童生徒の割合が生活困難層で高いことがわかりました。また保護者へのアンケートでは、保護者自身の15歳のころの暮らしにおいても、生活が苦しかった。両親が離婚した。親から暴力を振るわれたなどと回答した割合が、生活困難層で高くなっています。

アンケート結果からは、貧困の連鎖が伺えます。広島県では、本年4月から子供未来応援プロジェクト・チームを設け、子供の貧困に問題意識を持ち、子供や子育てに関連する施策を検討するとし、さまざまな施策を打ち出そうとしております。こうした県の動向も注視しながら、また、他自治体が既に実施している学習支援、食育支援などの子供の貧困対策への支援を参考にしながら、本市として取り組むべき施策を検討したいと考えています。

続きまして、岩国基地の諸問題についてです。米軍ヘリコプターが廿日市市沖を飛行する写真が米海軍ホームページに掲載されたことに対して、米側から国に回答があった件に関しましては、本市へ連絡はありませんでした。中国四国防衛局へ確認したところ、米側の回答内容は、「全ての活動は飛行エリアや高度も含め日米間で承認された合意事項を厳正に守っており、訓練後に写真の場所を飛行した」とのことでした。

次に3月議会で質問された岩国基地での低空飛行訓練の実態につきましても、中国四国防衛局に確認したところ、「米海兵隊ホームページにそのようなことが掲載されたことは承知しており、日米共同訓練、フォレストライト01に参加する範疇で飛行を行った旨の説明を受けている。それ以外は米軍の運用上のことであり承知していない」とのことでした。

続きまして、空母艦載機の移駐完了後に行うとされている騒音コンター図の見直しなどの実施時期についてです。国からは、「岩国飛行場においては、本年3月に米軍岩国基地へ空母艦載機の移駐が完了したところであり、防音区域などの見直しについては、移駐後の騒音状況を把握した上で、適切な時期に対応していきたい」との説明を受けていますが、具体的な時期についてはまだ示されておりません。

次に、硫黄島での陸上模擬着艦訓練（FCLP）に関してです。米側発表では5月3日

から5月13日までの間で、硫黄島において訓練を実施するとのことでしたが、その後、訓練は延期となり、19日に再開されております。騒音状況につきましては、艦載機移駐後から騒音が増加したと認識しており、数値を見ましても、騒音や飛行回数は確実に増加しております。また、4月以降に数人の方から「米軍機の騒音が増加した」との声が寄せられております。

最後に、中国四国防衛局長宛てに提出した「岩国基地における空母艦載機着陸訓練について」の要請書に何らかの回答があったかとの御質問でございますが、要請に対する国からの直接的な回答はございませんが、「地元配慮し、可能な限り、硫黄島での訓練を追求するように」との要請を米側に対して行っていると聞いております。

以上で山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山崎議員の広島県子供の生活に関する実態調査についての御質問にお答えいたします。教育委員会からは、調査結果の中で、特に子供の学びにかかわる項目について述べさせていただきます。

生活が困難になるほど授業がわかると回答した割合が低いこと、小学校3年生までにわからなくなった割合が高いこと、勉強を親に教えてもらう割合が低いこと、学校外での勉強時間が少ないこと、将来の進学希望を大学またはそれ以上と回答した割合が低いことなどが数値としてあらわれております。

このような子供の貧困問題は、国全体で取り組むべき喫緊の課題であり、子供たちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育支援や保護者への就労支援、経済的支援など必要な施策を総合的に推進していく必要性を強く感じているところでございます。

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事項などにかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、広島県教育委員会が学びのセーフティーネット構築事業の取り組みを進めております。本市におきましても、この事業のもと、今年度小方小学校が学力フォローアップ校の指定を受け、小学校低学年からの学習のつまづき等を把握し、解消する指導方法にかかわる研究を行っております。

学力に大きな課題のある子供の個別の指導計画を作成し、ティーム・ティーチングで指導を行ったり、学習習慣の定着に向けて家庭との連携を積極的に行ったりするなどして、子供たちの学力向上に取り組んでおります。

今後、この小方小学校の研究の成果を市内の各学校に波及させていきたいと考えております。それぞれの学校におきまして、一人一人の子供ができた、わかったと言える授業づくりがさらに進み、自分の力で人生を生き抜くたくましい子供を育てるべく、取り組みの強化が必要であると考えております。

なお、これまでも進めてまいりました就学援助制度や奨学金制度のさらなる充実を図り、次世代を担う子供たちが経済的な理由で学力の定着や進学等に不利益にならないよう努力してまいります。

以上で山崎議員の答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 御答弁ありがとうございます。

それでは初めに子供の貧困対策と広島県の実態調査について少し深めてみたいと思うんですが、本市の調査につきましては、非常にサンプル数が少ないということだと思っておりますが、その広島県がした本市分の調査結果につきまして、できましたら整理をされて、せめて議会にぐらいは報告をいただけないだろうかというふうに思うわけですが、この大竹市分の実態調査の整理をされたものを議会に提出するということにつきましては、ぜひ議長のほうで御検討をお願いしたいと思うわけでございます。

ところで、調査結果を見られて、サンプル数が非常に少ない。判断が難しいかと思うんですが、本市独自の貧困の実態調査については今のところ考えていらっしゃるということなのかと思うわけですが、このことについては、ずっと以前から本市の実態調査はどうだろうかというお話はしてまいりました。県の実態調査を見られた関係もあろうかと思いますが、どのように考えていらっしゃるかということについて改めてお伺いをいたします。

それから、この県の実態調査を見られて、新たな取り組みあるいはこういった方向で少し研究してまいりたいとかいうようなことがありましたら、続いてお願いしたいと思うんですが、その点につきましてどうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） 本市独自の实態調査についてという御質問だったと思うんですが、今議員おっしゃっていただきましたように、本市が持っております県に提出したデータは170人弱と大変少のうございます。

これを今後分析する可能性はあるとしても、今時点で私どもが思っておりますことは、このたび県が出していただきました実態調査の結果及びまた市町が出されております結果を見させていただきまして、数値的には地域差があるとは認識するものの、子供の生活環境や学びにおきましては、おおよそ県が出されております方向性が当市においても同様だと、当てはまるのではないかと考えています点におきまして、今後県が行ったと同様な内容の独自調査は今のところ考えてはおりません。

しかし今後大竹市において、施策を考える上で、どのような情報を得たいのか、そのあたりを見きわめながら目的を絞った実態調査は可能性はあり得ると考えております。

2点目でございますが、このたびの県の実態調査におけるの考えるところという御質問だったと思うんですが、子供に関する報告は12月に出されております速報を受けまして、今議員がおっしゃっておられましたように、学びの度合いが低い、生活環境が整っていない、また子供に大変将来に対しての夢がない、努力をしてもかなえることは難しいと考えているなど、大変難しい状況が出ていとおりでございます。

一方でこのたび出されました確定値におきまして、私どもが考えましたのは保護者票の分析が発表されており、現在の子供の保護者の状態に関しまして、子供同様に健康状態が悪い、自己肯定感が低い、また将来に対して非常に悲観的である。自分は1人親である。

パートナーから虐待を受けている。自分は育児放棄をしていると感じている。相談相手がないなどと回答する保護者が生活困難層で高く、また保護者自身が15歳のころの暮らしぶりにおきました調査の結果におきましても、両親が離婚した。大変生活が苦しかった。親から暴力を受けていた。自分は育児放棄をされていたなどに関する保護者が生活困難層に多いといった分析が出されております。

子供の今の現在の生活環境を言うまでもないんですけれども、保護者自身の養育時代、また現在がそのまま子供の状況に今後続いていくんだらうと推測されますときに、これは本当に大きな問題の連鎖であることが伺えると感じているところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） アンケート内容は非常に身につまされるような回答であったというふうに思います。貧困の連鎖が言われて久しいわけですが、ぜひこういったことを私たちの時代でストップさせるためにも、今できることをやっていくということが必要だなということを感じております。

それで質問の2番目に入ります。資料の初めに私が提出しております資料の説明を行います。資料は表紙を入れて8ページありますが、県の実態調査から私が必要とすると思うページだけ抜き取りました。

したがって、資料のページと下部に記入してあるページ数は一致しておりません。1枚めくったところが3ページに早くもなっておりまして、この下に書いてあるページ数で進めていきますのでよろしく願いいたします。なお、白黒の印刷でありますので、非常に見えにくくなっておりますが、実は本当はカラーでありまして、よくわかるんでございますが、詳しく見られたい方は広島県のホームページでカラーで印刷をしておりますので、よろしく御参照ください。

なお、3月議会で質問させていただいた部分と重複することがあろうかと思いますが、3月議会の御答弁を踏まえて、具体的な取り組みが伺えるようだと幸いです。

主な調査結果の1、生活状態では、1枚めくっていただいて、3ページですが、低所得や家計の逼迫などに該当し、生活困窮層にあると思われる家庭が約1割、いずれか1つに該当する周辺層まで含めた生活困難層らの小学校5年生の家庭は25.7%、中学校2年生の家庭は27.8%でした。これは先ほどの市長のお話でもございました。

注目していただくのは、その次の4ページであります。世帯構成別の内訳の表では小学校5年生では、生活困窮層のひとり親家庭の29.8%、中学校2年生、ひとり親家庭の28.9%が生活困窮層という数字が示されたことであります。周辺層のひとり親家庭が小学校5年生と中学校2年生の30.3%から31.0%ですから、ひとり親家庭の厳しい状況というのが非常にリアルにあらわれているということがわかります。

今度は5ページです。過去1年間に経済的な理由で食料が買えなかった経験がある。よくあった、時々あった、まれにあったと回答した保護者の割合は、生活困窮層では小学校5年生で70.9%、中学校2年生でも70.3%と非常に高い数値が示されました。育ち盛りの子供たちが食料が買えないことがある家庭で育つということは非常に悲しいことで、到底

許されないと思うわけであります。

先ほど、課長からの御説明もありました、ひとり親家庭の生活の厳しさというのがこういったところに出ているんだろうと思います。また資料の11ページですが、小学校5年生で朝食を食べる頻度を尋ねたところ、生活困窮層の16.1%が朝食を毎日食べないと回答。中学校2年生では毎日食べないと回答した生徒は生活困窮層で20.6%となっております。生活が困難になるほど朝食を毎日食べない子供の割合が高くなっております。

このように、項目別に見ますと厳しい家庭の現実が浮かんできます。特に子育て世帯の家庭が食料を買えなかったなどは緊急性が非常に高いと思うわけでございまして、早期の対策、解決へ向けた取り組みが必要ではないと思います。そういった中で、子育て世帯の貧困はこの調査から見ても、先ほど課長のお話からもありましたように、非常に逼迫しております。

この家庭の子育て世帯のひとり親家庭の貧困は、私は社会の責任だろうと思うわけであります。逼迫した家庭への支援は、現状の支援策の枠を超えた支援が直ちに必要ではないかと思いますが、新たな支援策についてのお考えはないでしょうか。これ早急に対策を立てないと、貧困の連鎖は決して口で言っただけではとめられない。

まず、財政的な対策をとることが必要じゃないか。既存の今行われている支援策以上のものが必要なんじゃないかというふうに私は思うわけでございます。そういったところについて、お考え等がございましたら、一つお願いをしたいんですが、非常に施策といたしても、財源を要するわけでありますから、厳しい部分もあろうかと思いますが、取り組む姿勢等についても一つお話を伺えたらと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） ひとり親家庭の方の財政面の逼迫度合いにつきましては、今、議員がおっしゃったとおりでございますし、現実にこうして、食料が買えなかったということが目の当たりに出てきますと、本当に子どもが想像する以上の現実があるのではないかと想像しております。しかしながら、平成30年度の予算措置のときにもお話ししましたとおり、現時点において、単市独自の支援策は平成30年度におきましては、予算措置はしておりません。

しかしながら、そのあたりを含めまして、県におきましては食糧支援ということで、近日、フードバンクの設定など含めました実際的な子供の口に入る支援をしていこうという傾向が非常に強い中で、私どもにおきましても、食糧支援をしようかという方向性を出したことが今年度に入ってあったんですけども、これがなかなか行政のみでできることでもなく、そのときに思いましたのは、本当にこれは全市挙げて、また市民の方の御協力、また、特にボランティアの方の御理解、御協力がなければ、市の行政としてまたこれを長い目で見て実行できるのでもないなということを実感いたしました。

このあたりも含めまして、今は子供の貧困がどういう状況なのか、本当に市民の皆様とともに考えながら、皆様とともに支援できる方策はないものかと引き続き考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） もう1点、お伺いをします。資料の13ページをお願いいたします。学校の成績ということでありまして、子供本人がクラスの中の順位について、自分が上位だと思いと回答した割合を生活状態別に見ると、上位だと思いと回答した割合は、小学校5年生の非生活困難層で39.5%になるのに対し、周辺層では31.6%、生活困窮層では16.9%になっています。要するに、生活が厳しいほど自己肯定感が少なく、低くなる。先ほど御指摘をいただいた結果がこの状況であります。

次に、14ページであります。授業の理解や学習の状況で、授業の理解度について問うています。ここでも、生活が逼迫するほど授業の理解度が落ちています。小学校5年生、中学校2年生ともに生活が困難になるほど、わかると回答した割合が低くなり、中学校2年生の回答でわからない、わからないときのほうが多い、ほとんどわからないと回答した割合は非生活困難層では1割弱であります。周辺層は2割、生活困窮層では実に3割近くとなっています。

次に15ページです。授業がわからなくなった時期について問うています。小学校5年生全体ですが、「5年生になってから」との回答が最も高くなっていますが、生活が困難になるほど『小学校3年生まで』にわからなくなった割合が高くなっています。

そこで、お伺いをしたいんですが、自己肯定感が低いことは、貧困が子供の日常や将来に影響を及ぼし、貧困の連鎖を引き起こします。授業の理解度や授業がわからなくなった時期について、調査結果から重点的に解決に向けた取り組みを図る必要があると思います。貧困家庭、特にひとり親家庭などは家庭学習が進まない状況で、家庭と学校の連絡等の問題では解決できない要素が含まれていると思うわけです。小学校の初期段階で勉強がわからなくなるなどは、教育としてのシステムにも再検討する必要があるんじゃないかと思えます。状況に対応できる体制を構築する必要があるんじゃないかと思うわけです。

先ほど、教育長からお話がありました、学びのセーフティーネット、フォローアップ授業でありますか、こういったことがぜひとも成功し、役立つようにお願いをしたいわけですが、それ以上に何らかのもう少し対策を深めないと、小学校の低学年で勉強がわからなくなったということは、高学年でもわからないし、中学校に行ってもなおわからない。基本がわかってないわけですから、上に行くほど余計わからんようになる。これ私の経験から言うわけでありまして、ぜひ、こういったところの対策を真剣にとっていただいて、小方小学校を中心として、これから大竹市の小学校教育、特に低学年のわからなくなるという部分の解消に向けて、取り組みを進めていただきたいと思います。思いとかがございましたらお願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 小方小学校の先ほど教育長が申しました学力フォローアップ校ということで、県から指定されております。そのことについてもう少し詳しくお話をさせていただきたいと思えます。目的は、子供の主体的な学びを促進すると、学力向上を図ると。そして、小学校低学年段階からの学習のつまずき等を把握して、解消する指導方法等にかかる実践的な研究を進めると、そして成果を検証していくということでございます。

具体的に申しますと、特にその中で、まず個別の指導計画というものを、特に学力的に課題の大きな子供について作成していきます。そのことについては、特に学力調査であるとか、そういう日常の授業の中での子供の観察、取り組み状況、理解度の把握等からこの子については特に指導計画をつくってやろうと。

その指導計画の中身につきましては、学力の状況、昨年度、そして本年度、本人とか家庭の状況もわかる範囲で、指導の実際として單元ごとに児童の実態及び課題。課題については、例えばここまでできている。あるいはわかっている。わかっていない。できていない。それはなぜかという問題の所在によって、取り組みは変わってまいります。そして、子供がどう変わったか。さらにどういった課題があるか。家庭の学習環境の改善についての取り組みをどうするか。そういったことを1枚表にしまして、継続して取り組んでいるということです。これが作成することが目的ではありませんので、それをどういうふうを活用して、子供の学力の向上を図っていくかということが、これからの取り組みになってまいります。で、その取り組みを広げてまいりたいということでございます。

あと、自己肯定感につきましては、本当にまず先生が子供のよさとか、子供の頑張っているところなどを認めていくと。周りの子もそういった先生の姿を見て、認めていく、褒めていく、そういった学級集団を、今もですけれども、さらにつくっていくよう、学校のほうを指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） それでは、時間がございませんので、基地問題に移りたいと思います。騒音コンター予想図であります。現在のところ、まだ明らかにされていないということのようであります。いずれ、取り組みはされるんだろうとは思っておりますが、それでこのダブル値を使った騒音予測コンター図ですが、これは、1年間の飛行回数に時間帯による重みをつけて行った後の1日の飛行回数の多いほうから数えて10%に当たる日の飛行回数を1日の標準飛行回数として作成をされています。

しかし、騒音を受ける地域の住民は年間平均や標準という生活でしてないわけでありまして、日々毎日生活をしとるわけで、空母が横須賀に寄港している数カ月間、1年間のうちに2回から3回、あるいは4回になることもあるんですが、この間に激しい訓練が、岩国基地で集中的に行われる。そのような艦載機の運用や訓練の特殊性に目を向けた騒音の実態を私は明らかにするべきではないか。

騒音予測コンターそのものは、図面上はそういう数値が出るかもわからないけれども、それは年間を通して平均化されたものの数値であって、実際に今回のように集中的に行われる訓練は、その騒音予測コンターでは、はかり知れない生活の破壊があるんじゃないかということを申し上げたいわけでありまして。

集中的な訓練というのは、数日間であっても激しい訓練であります。平穏な生活は破壊され、精神的、肉体的な健康を害するさまざまな影響が出てくるのであります。そういった実態が最も大きく阿多田島の住民の皆さんにしわ寄せがされ、住民の皆さんが悲鳴を上げられているんだと思うわけでありまして。

私たちが聞いておる範囲の悲鳴というのは本当に大変であります。とにかくおられんよと、こうおっしゃるんであります。こういった状況の中で、ぜひ阿多田島の皆さんの声をしっかりと、先ほど市長の御答弁でもありました皆さんの声をしっかりと組み込んでいただいて、できる対策をしっかりとっていただくということをお願いしたいわけでありまして、ぜひ阿多田島の皆さんの苦労に対して、思いがあれば一つお願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 音いうのは非常に微妙な問題で、嫌な音はわずかに聞こえても嫌なものでございます。阿多田島の方々はもちろん大竹市民で一番迷惑を大きく受けられる方々でございますが、こちらにいらっしゃる大竹市民の多くの方々も非常に気にされて、心を悩まされておられます。そういうことに対しまして、しっかりと国のほうに状況を、声を届けてまいりたいというふうに思っております。その中で、何らかの配慮をしっかりとお願いいたしますということも、運動として展開してまいりたい。そのように考えております。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 次に、先日、防衛省のほうに申し入れをされました要請についてお伺いをいたします。この岩国基地を代替基地として指定しないようにという申し入れをされたわけでございますが、この要請については、私は回答を求められる必要があるというふうに思うわけでありまして。

この要請というのは、広島県のみならず、山口県も岩国市も周辺自治体が全ての自治体が防衛省に対して申し入れをしておる。しかし、申し入れは賜ったと、あるいは、米軍に対して要請をしっかりと伝えますということではあるんですが、そのことに対する回答がない。これはなぜ私は回答を求めるかといいますと、恐らくずっと続くんだろうと。しかし、ずっと要請も出し続ける。ずっと続くというだけのものでは住民が納得されない。こういう要請をしたけども、こういう回答であったということをやっぱり地域の住民に説明をする必要があるんじゃないかと思うわけでありまして。

これは特に大竹市民は二十数年前でしょうか、実際にFCLPが岩国基地で行われて大変な経験をしております。そういった経験の中から、ぜひ今後そういうことがないようにしてほしいという思いがあるんだろうと思うわけでありまして。そういったことで、ぜひとも回答を求めるといえることが必要だと思うんですが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 大竹市が行った要請に対して、防衛局等国からの回答についてどのように求めていくかということになります。現状のところ、国のほうにそういった内容について、どのような対応をしていくのかという問い合わせはしているところでございますが、直接的な回答は先ほど市長の答弁にもありましたように、地元で配慮し、可能な限りで、硫黄島での訓練をしないように追求するというのも、国から直接米側のほうに求めているということの回答を得ております。

それ以上、大竹市に対して要請の中身の回答というのが、現状非常に難しい部分ではあるかと考えておりますが、今後大竹市としましても、苦情や要望が入れば、その都度、国に対して情報提供、または申し入れ等を逐次行っていきたいと考えております。



以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 最後に国防は国の専管事項だと言われます。確かに、安全保障は国の役割であり、地方自治体の役割ではありません。しかし、それは役割分担の話であり、住民や地方自治体がものを言っははいけない。発言してはいけないという意味での専管事項では決してありません。国防政策と言えども、国民の理解なくして、決して円滑に進めることはできません。国と地方自治体とが対等な立場で話し合い、その合意を持って実施することが住民民主主義の大原則ではないかと考えます。

平穏な生活は、誰も侵すことができない市民の基本的な人権であり、かけがえのないものです。今回の在日米軍再編でも規模や配置、運用などの選択肢は多数の工夫ができるではありませんか。騒音被害をできるだけ少なくし、市民の人権を守りながら実施することが国と地方の役割です。幾ら米軍でも国民の生活を脅かし、基本的人権を無視することは許されないということを訴えまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、2番、末広和基議員。

〔2番 末広和基議員 登壇〕

○2番（末広和基） 大竹新公会の末広です。早速、行政発信のさまざまな情報についての質問に入らせていただきます。

3月の本会議で昨年春に整備された固定資産台帳の公開についてお伺いしました。市政発足当時からの所有財産であり、情報制度の問題もあり、開示を控えておられるとの御答弁いただきました。

そのお話の中で、市政への取り組みの思いにも触れておられました。市民の皆様や議員との信頼を基本に取り組むとの強いお言葉でした。その、信頼につながる共感の必要性はそのときのお話で文字どおり、共感させていただきましたが、このたびの質問は、その共感への基礎としての大竹市の将来への見通しや、現在の状況、またはそれを指し示すための情報の共有への手法についてを中心に伺います。

この、大竹市の事例とは少し離れますが、新聞紙上などには毎日、森友学園や加計学園関連であふれています。どちらも、新設校に関しての経過や手続が本質にテーマになっていますが、その書類があるとかないとか、知らせるべきか、廃棄されているのかと問われていますが、それらの情報開示は、その前のさまざまな記録やデータについてまで追従が及んでいます。

そういう話を遠耳に聞いておりますと、先人のある言葉が浮かびます。論語の一説です。子のたまわく民はこれに由らしむべし、これを知らしむべからず、という言葉です。解説文によれば、孔子がおっしゃいました。人々を政道に従わせることはできるが、一人一人にその内容を理解させることは難しいとあります。

恥ずかしながら、私はこの一説を人々は黙って政治に従わせておくべきで、一々内容を説明するべきものではないと曲解しておりました。先ほどの森友学園、加計学園問題、そのものですね。これは私、べし、可能の可ですね。べし、べからずを命令形。何々せよ、

何々するなど勘違いしたからで、それに気づいたのはごく最近のことです。

それは同じ論語の別の項に、この続きに当たる言葉を見つけたときです。民はこれに由らしむべし、これを知らしむべからず。続いて、中人以上はもって上を語るべきなり。中人以下にはもって上を語るべからざるなり。意識すれば、人々を政道に従わせることはできるが、一人一人にその内容を理解させることは大変難しい。なぜかという、中人以上の人には高尚なことを言っても理解できようが、それ以下の人には高尚なことは言ってもなかなか理解できないからであると。2,500年も前に先人は今の時代の私たちの悩みを既におわかりだったんだと感心をしたのですが、じゃあどうしたらいいのという疑問には答えてくれいていません。

そこで、私はこの中人というのは、人の上中下ではなく、公德心、公に対する徳の心の量をあらわしていると自分なりに解釈しました。中人以上の市民の皆様の場合はまず興味を持っていただければ、状況の共有から共感につながりやすい。ですが、中人以下への市民の説明の困難さは昔から変わっていないようです。

先回の市長の答弁に、続きには、大竹市にはたくさんのすばらしい市民の皆様と一緒にまちづくりに参加して下さっている。それが大竹市の大きな財産ですと。それは、私の解釈によれば公德心を多く持っていらっしゃる方々のことだと思います。逆に、今大竹市には、反市長、ひいては反行政スタンスの言葉が一部に見受けられます。行政批判が文句なしの社会正義であるかのような議論、かつまた市民と市民の声と称して市長バッシングの理由とした常套句が氾濫しているような市議会では、市民からの行政への信頼をゆるがしているだけと感じます。

今の時代、市民や議会へのまた行政組織内部での状況や情報の共有の必要性が一層高まっていると思います。市長のおっしゃる人の財産だけではなく、市内には多くの公共施設やインフラという物の財産も多くあります。人は年齢を重ねると、知恵や公德心を多くして、財産となっていくますが、物の財産は逆に年を重ねれば逆に財産としての価値は低下していきます。

大竹市公共施設等総合管理計画は、これからそれぞれ個別の施設の管理計画の策定期間に入っていきます。第五次総合計画などの上位計画に基づき、優先順序の設定に従って少しずつ計画をされていくのだと思います。後ほど事例を挙げさせていただきますが、これまでもこのようなことについてはさまざまな手法やプラットフォームで御努力されていると思いますが、その共有への必要条件である興味は、私の場合みずから絞り出す職責に依存しています。それは興味以前に議員としての責任だからです。ある意味専門家と専門家のコミュニケーションです。

先ほどの固定資産台帳と、それをベースに組み立てた大竹市公共施設等総合管理計画については、固定資産台帳の公表はまだですが、資料提供を行政への所定の手続をした上で、きちんとデジタルデータで提供いただきました。また策定済みの大竹市公共施設等総合管理計画は、ホームページ上にアップされていますし、加えて紙ベースの資料も配付いただいております。ほかにもアップはされているが、配付や説明のない計画があったり、資料配付の上で説明もいただいているのにホームページ上にアップはされていないものがあった

たりしている、いろいろな情報のありようについて伺いたいと思います。先ほど前述しましたバッシングが散見されるような状況の中では、これから迎える大竹市公共施設等総合管理計画の個別計画に移っていく事業を考えますと背筋が寒くなります。

例えば、これから新築の家を建設する。家族は夢を膨らませて語り合える。しかし、逆に空き家の処分については関係者は無関心かもしくは無責任な態度を示すことでしょうか。これから目に見える行政の営みの中に、施設の統廃合もあることを思えば、いかに、いつ、どんな情報の開示を行うべきか。専門家間のコミュニケーションだけではなく、行政から専門家ではない、ごくふつうの市民の皆さんやこれからの行政を支える若手職員の皆様に向けて共感や共有につながるコミュニケーションのあり方をお伺いしたいと思います。

市民の皆さんを興味、共有、共感に導いていただくため、またそれらの皆さんができれば、みずからの意思で市長の言われた一緒にの道に踏み込んでいただくためにはどのようなお考えが必要でしょうか。ぜひとも前向きな、また心ある御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 先の3月定例会では、これまでの3期を踏まえ、これからの道筋として職員、議会、そして市民の皆様への思い、願いについての御質問をいただきました。

その際には先人への感謝を忘れず、市民の皆様、議会、職員との信頼を基本とし、お互いが共感し、同じ目的を持ちながら、良いまちをつくりたい。そのために、働いてまいりたいと答えさせていただいており、この思いは今日も、今も揺らぐことはございません。

人と人が信頼関係を築き、共感するための情報共有について、御質問をいただきました。ありがとうございます。末広議員の御質問にお答えします。

私は12年前、この職につかせていただいたときから、支えられる方がふえていく、これからのまちづくりを考えたとき、市民の皆様も少しずつ、可能な範囲で役割を担っていただくことが、良いまちにつながるの思いを持っておりました。その思いはわがまちプランの基本理念として、また、まちづくりの前提条件に位置づける基本目標の施策の方向として、市民自治という形であらわされています。

市民、議員の皆様と一緒にまちづくりを進めていくためには、信頼に加え、共感をしていただくことが必要と強く感じております。市民の皆様には、市広報やホームページ、フェイスブックなどで、広く情報をお伝えしておりますが、さまざまなニーズへの対応という部分ではまだまだ改善の余地が多くあると感じており、各媒体の特性を生かした情報発信をできるよう、スキルや意識向上のための研修会を実施する予定としております。

また、議会には、これまでも可能な限り、早い段階で情報をお示しし、丁寧に御説明するよう努めてきたところでございます。議会でお示しした情報が、市民の皆様を代表される議員の皆様方を通じて、多くの市民の皆様へ伝わっていくという道筋は、これからも大切にしていまいりたいと考えており、議員の皆様には御尽力いただけるよう、改めてお願い申し上げます。

こうして、さまざまな情報を市民の皆様にお届けすることが、まちづくりへの興味の第一歩となりますが、興味の対象や深さは、人によってまちまちでございます。したがって、ある程度の多様な情報を提示しておく必要がございますし、個々の施策や事業等の考え方の背景として、人口推計や財政状況などの基礎的データを示すこともあわせて行っておかなければなりません。

一方で、網羅的な情報を取捨選択してもらっただけでなく、行政運営の方向性やPRしたい施策・事業を、目に触れやすい形でお伝えすることも重要と感じています。例として出された大竹市公共施設等総合管理計画に包含されることになる社会教育施設等の再編基本方針については、関係される方が多いことから、みんなで考えようと題して、市の状況や考え方を、かみ砕いてわかりやすく市広報にシリーズ掲載しております。公共施設等総合管理計画では、公共施設の延床面積を30年間で20%削減する目標を掲げています。

したがって、どこかの時点で、大変厳しい決断をしなければなりません。人口減少、更新費用の増大という現実から、目標達成に向け進んでいかなければなりません。地域や利用者の皆様方にとって限られた面積でどうすれば快適な施設になるか。縮小しながらも充実させていく縮充のための工夫をしなければなりません。

そのアイデアを形にしていくためには、市民や議会の皆様のお力が不可欠であり、行政を加えた三者で、一緒に取り組んでいく必要がございます。それぞれに立場も異なります。利害が相反したり、意見がかみ合わなかったりすることも多々あろうかと存じます。それでも、大きな目的を共有し、主張すべきことは主張しながらも、相手の立場を理解し、少しずつ歩み寄りながら、前に進んでいく姿勢が大切になります。

導かれる結論は、全員にとっての満点にはなり得ませんが、お互いを尊重しながら議論する過程を通じて、どの立場からも一定の納得ができるものになると考えます。納得した上で、物事が動き出せば、おのずと明るい結果が見えてまいります。

こうした成功体験の積み重ねが、市民、議員の皆様にとっても、行政の職員一人一人にとっても、同じ目的を持ち一緒にまちづくりをすることの意義や価値を実感させてくれるものと思います。

議員は、論語の例示の中で、中人とは公德心の量によるものと解釈する、とおっしゃられました。同じ理解になるかもしれませんが、私はまちづくりにかかわろうとする量、大竹をよくしたいと思う、大竹を愛する心の量であろうと理解しました。幸いにも、この大竹にはさまざまな場面でまちづくりに携わっていただけるすばらしい市民の皆様方が数多くいらっしゃいます。大変ありがたいことと感謝しております。このすばらしい市民の皆様方と、そしてその方々を代表される議員の皆様方と、これからも良いまち大竹をつくり上げていくために、共感と信頼を携えて一緒に歩んでまいりたいと考えております。

以上で、末広議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 長年の御経験とその間、さまざまな御苦勞を職員の皆様と繰り返された上で、しっかりしたリーダーシップをとっていただく中で、心の底から本心を本日お伺いしました。大変強い思いを伺えたので、少しこれから、小さな話に変えさせていただく

ので恐縮ではありますが、私こういうことを勉強しとる最中に、いろいろ本当にちっちゃな疑問にぶつかります。

少し熟語をたくさん読み上げますので、ゆっくり読み上げますので、漢字の書き取りテストのつもりで、もし書けたら書いてみていただけたらと思うんですが、ちなみに私は半分以下でした、書けたのは。

開示、提示、提供、広報、表示、告知、発表、公表、公開、共有、交付、説明、展示、布告、宣言、発布、布達、告示、表明、宣言、掲載、声明、告知。

大変失礼しましたけども、情報の共有を目指すための情報の発信というんですかね、行政用語もありますが、これがいろいろな言葉がありまして、行政上、組織上、市民の皆様相手、議会人に向けて、またはいろんなシチュエーションによって、この情報の発信の意味を持つ言葉がたくさんあって、その中で、もしその区別がつくものがあって、一部でも御説明いただけるものがあつたら、わかる範囲で結構ですので、教えていただけないでしょうか。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 今言われて、今答えるというのは私にはとても無理でございますが、ヒアリングのときに幾つか御提示いただいておりますので、そのうちの幾つかだけお答えをさせていただきたいと思います。

今言われたように行政用語というわけではございません。私もヒアリングを受けた後、久しぶりに広辞苑というものを引いてみました。漢字の言葉です。全部。なので、それぞれ持っている言葉、開示といっても、開くと示すという言葉。その言葉の意味そのまんまが使われてもとになってきているものだと思います。なので、似ている言葉ではありますが、その漢字の意味がもとになっているんだろうなというふうに思っております。

それでは幾つかということですので、質問に直接関係いたしました、情報共有、そういったところから、共有、広報、共感とか、そのあたりをちょっと御説明をしてみたいと思います。

情報共有ということなんですが、判断したり行動を起こしたりするために必要な知識となるこの情報、この情報を何かしらの媒体を介して知っている状態にするということを言います。なので、情報共有の共有というのは、媒体を介して知っている状態と言いましたが、複数のものが1つのものを共同して所有している状態。これを共有といいます。

なので、必要としている人に情報を届ける努力をするという行為が広報なんですね。共有するために、市のほうが努力をする1つ手法が広報です。広報というのは、よくパブリック・リレーションズ、PRという言葉で言われている言葉です。直訳するとパブリックですから、社会の人々、リレーションズということで、関係性をつくることということです。

ここに、関係のある人々。市民の皆さんに市の施策や事業の内容、目的、これを理解してもらおうという意図が働きます。ここが広報です、PRという関係性をつくるというところがあらわれてきます。こちらから出した情報を皆さんが読む、見る、聞くという行為により情報は共有されていきます。共有されていくんですが、その次にああそうだ、内容が

わかったと。目的が理解できたと、こうなったときに、信頼関係というものが築けていくんだらうと思います。

そして、もう一步、実際に行動に移せる。こうなったときに、まさに共感ということなんだと考えております。なので、それをトータルして考えますと、広報というものは、社会の人々に施策や事業内容を理解してもらい、信頼関係を築き、共感してもらおうという目的、これを持っていると考えております。

一方で、よく使われる、先ほどもちょっと言われましたけど、情報開示とか、そういった言葉がございます。開示とか公開という言葉ですね。こっちは開示というのは明らかにするということなんです。情報公開の場面で行政文書を開示します、というふうに使いますが、行政文書の開示というのは行政文書を明らかにする、明らかというところは、行政文書を特定するという事です。特定したものを示す、開示の示、示すということですから、あなたに確認できる方法でお示ししますよというのが開示ということになります。

で、公開ということですね。情報公開っていう、公開。これ公開って、公というのは、おおよけの公ですね。誰に対しても同じ状態にできるというのが公ということ。そういう状態にしますということなんで、広報というのは意図を持ってやっていますが、公開というのはそういう意図はない。あるものを出しますという、そういったイメージになるらうかと思えます。

たくさん言われたんですけど、このあたりで失礼させていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。久しぶりに、学生時代に戻ったような気分なんですけども、もう1つ、この情報をベースにしたある目的を達成する。その目的の向こうに、よく聞く言葉で合意形成というのがあるんですね。合意形成と、合意と似た言葉に同意というのがあるんですけども、合意と同意がいまだに区別が付きません。何かヒントになるような知恵があれば、行政経験されていく中で合意を求める、同意する。その区別のニュアンスが、大体ワンマン社長をやってきてまして、合意を求める前に、先にやってもうたもんですから、そういう面では、市長のように我慢強くないんで、体験が少ないものですから、この合意と同意の違いについておわかりになられる方がおられたら、どなたか教えていただけませんか。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 合意と同意ですが、合意って多分契約上の話によく出てくる、合意ですよ。双方向なんだと思います。こちらから、一方的に言ったことがわかりましたというのではなくて、あなたと私の考え方が一致しましたということですから、双方向だと思います。

同意というのは、あなたの言ったことが私も同じですということですから、明らかに方向性があります。いただいた意見に対して、賛同の意を示しているというのが同意であらうと考えております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） やっぱりわかっている人にはわかるんですが、わかってない人には説

明を聞いてもやっぱりわからないというのがこういう同音異義語の違いなんですけども、少し具体的な話の中で、市長の御答弁の中にも少し事例を挙げさせていただきましたが、私が用意しましたA3判の大きいやつに、これ議長に提出資料としていただいたときに、こんな小さな文字は読めんぞとか言うて怒られたんですけど、これは中身を読んでもいただくために御用意させていただいたものではありません。「いっしょに考えよう」1番「公共施設マネジメントって何」から最後、これはことしの5月号、市広報の5月号に掲載されたシリーズものの14番が一番最後です。1番は平成27年の1月号です。それから、平成27～30年で、足かけ4年にまたがってのシリーズものなんです。

しかしながら、公共施設の特に社会教育施設の説明をどこにあるんですかねとか、マネジメント何ですかねというところから始まって、最初の11号までは1年間で掲載されとるんですよ。約1年飛んで、12～13番。1年以上飛んで、14番がことしのこの5月号なんです。最初のころはスタートですから相当、熱く毎月毎月上げてくださるとるんですよ。1年にまたがって。

具体的に小方の公民館とか、これにかかわる具体的な事例が動き始めて、また再度スタートしたと。最後の14番は、これからも15番、16番とシリーズ化されるんかかもしれませんが、先ほどの大竹市公共施設等総合管理計画のスタートなんです。そのように、市長が御答弁いただいた中にもありましたように、これからそういう意味では実際に公共施設の整備計画の具体事例を動かしていかなきゃならない個別計画がスタートするということが、これを見ても、1年半ぶりに14番が掲示されシリーズとしてされ始めたということでいくと、これからは密度を高く、このシリーズは続くのかなというふうに思います。

このように、せっかくこうやって、約3年以上にまたがって、大変な御努力を積み重ねられて発信された情報なんです。恐らくですが、このシリーズがこれだけ続いていることを認識していらっしゃる市民の方はほとんどおられないと思います。毎月1カ月ごとですから、これ1カ所にまとめてみると、これだけのものになっていると。ストーリーも物語もこれからもイメージが共有できる。

ですから、1回発信した情報は、もう過去のものではなくて、こうやってその目的に即した開示の仕方をすれば、また、想起されるんだと思うんです。一緒に見る範囲が広がるわけですから、先ほどの共感、共有の御説明にもありましたように、共有、共感の範囲が広がるんだろうと思います。深みが深まるんだと思うんです。

そういう意味で、せっかくの財産ですから、過去の情報もこうやって生かせば、これただですから、再構築する必要がないんで、発信の仕方だけだと思うんです。幸いにもこれは大竹市のホームページに、1番から14番までが全部ワンクリックで開くようにつくられています。でもその存在を知らないんです。

今のホームページでは入り口から入って、ここにたどり着こうと思ったら、あることを知らなければたどり着けません。ということは、先ほどの御説明にありましたように、合意と同意の区別は知っている人にはわかるんですが、知らない人には探し出すことも見ることもできないんです。そういう意味で、共有とか共感というのは心温まるというか、プラス側の表現ではあるんですが、どうやって、具体的にそれを目の前につくり上げていく

か。ぜひとも、私、情報の共有とそれからつながる共感、最終的な信頼は、相当努力しないと、もう発信したよと。見んほうが悪いんよという姿勢では、絶対に無理だと思います。情報の発信はそんなに金かかりません。もう仕組みはあるわけですから。熱意と情熱と汗とは要るかもしれません。

それで、最後に、例えば本当にちっちゃな手法なんですけど、ひょっとして可能性があればお答えいただければと思います。今ある公共施設の固定資産台帳、その中を抜粋しまして、入り口に、公共施設の入りにこの建物は何年建設です。ただいま、経過年数何年です。年間の維持は何ぼ要りよりも。最初のころの3倍になっています。ぐらいのことが、ぼんと張ってある。どこ行っても張ってある。これがもしあると、これ用紙100枚もありやあできることですが、いつもその年数は年度を変わったら、必ず年度のところは書きかえにやだめですよ。3年前に張った分を置いていちゃだめです。熱意が感じませんので。

ぜひとも例えば、こんなちっちゃな手法で、皆さん方の日々の営みの中、公民館に行かれる方は公共心を持ってみんなと一緒にボランティアをやったり、趣味の会で一緒に共有できるものを持った人たちの集まりでそろそろわけですから、そういう人たちの目に触れるところに、さりげなく情報というのは常にありよらんと、広報が1カ月に1回発布されるだけでは難しいと思います。

例えば、今のような具体的な手法なんですけど、ある意味のアイデアかもしれませんが、例えば、こんな手法というのは行政サイドでは仕組みやルールや役割やそういうものもあるんかもしれないんですが、誰がどういう形でどういう手法をやってこういうものを実現できるのか、もしお答えなり、意見なり、浮かんだ方がおられたら、お答えいただきたいなど、最後の質問にさせていただきます。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、非常にすばらしい御提案いただいたと思います。

大竹小学校を建てかえをするときに、耐用年数を考えたとき、どうせ10年うちには建てかえなきゃいけませんよと。だから、今耐震補強をするよりは、新しい校舎にぜひさせてください、と文部科学省のほうにお願いにまいりました。それと同じようにそれぞれの建物、施設等がいつつくられて、残りの耐用年数は大体幾らぐらいという想像がついたときに、市民の皆様方の考え方はいろいろまとまってこようかというふうに思います。

例えば、それが公共施設だけでなく、例えば、大竹駅も何十年の建物ですよと。そこにエレベーターつけても間もなくすぐに建てかえますよということになろうかというふうに思います。そういう意味で大変いいアイデアをいただいたというふうに私、今ありがたく思っております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終了いたします。この際、お諮りいたします。議事の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、5月25日の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって5月25日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。明日、5月25日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

14時55分 延会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月24日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 田 中 実 穂

平成30年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成30年5月25日10時開会

| 日 程 | 議案番号       | 件 名                                             | 付 記                                     |
|-----|------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 第 1 |            | 会議録署名議員の指名                                      |                                         |
| 第 2 | 報告第 1号     | 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）                           | 報 告<br>報 告<br>（一 括）<br>総務文教付託<br>生活環境付託 |
| 第 3 | 報告第 3号     | 大竹市土地開発公社の経営状況について                              |                                         |
| 第 4 | 議案第 4 3号   | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）                          |                                         |
| 第 5 | 議案第 4 4号   | 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）                      |                                         |
| 第 6 | 報告第 2号     | 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）                  | 報 告                                     |
| 第 7 | 報告第 4号     | 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）                      | 報 告<br>即 決<br>（一 括）<br>生活環境付託           |
| 第 8 | 認 第 1号     | 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例） |                                         |
| 第 9 | 議案第 4 1号   | 大竹市税条例の一部改正について                                 |                                         |
| 第10 | 議案第 4 2号   | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      | 総務文教付託                                  |
| 第11 | 議案第 4 5号   | 工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）                     | 生活環境付託                                  |
| 第12 | 平成30年陳情第2号 | 既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情               | 総務文教付託                                  |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第1号から日程第5 議案第44号（報告・説明・付託）
- 日程第 6 報告第2号（説明・質疑）
- 日程第 7 報告第4号から日程第9 議案第41号（報告・説明・表決・付託）
- 日程第10 議案第42号（説明・付託）
- 日程第11 議案第45号（説明・付託）
- 日程第12 陳情第 2号（付託）

○出席議員（15人）

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 児 玉 朋 也 | 2番 | 末 広 和 基 |
| 3番 | 賀 屋 幸 治 | 4番 | 北 地 範 久 |
| 5番 | 西 村 一 啓 | 6番 | 和 田 芳 弘 |
| 7番 | 大 井 涉   | 8番 | 網 谷 芳 孝 |

9番 藤井 馨  
11番 日域 究  
13番 寺岡 公章  
16番 山本 孝三

10番 山崎 年一  
12番 細川 雅子  
15番 田中 実穂

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長  
副 市長  
教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
産業振興課長併任農業委員会事務局長  
市 民 税 務 課 長  
環 境 整 備 課 長  
監 理 課 長  
上下水道局業務課長  
総 務 学 事 課 長

入 山 欣 郎  
太 田 勲 男  
大 石 泰  
吉 岡 和 範  
香 川 晶 則  
米 中 和 成  
坪 浦 伸 泰  
高 津 浩 二  
橋 村 哲 也  
中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
小 田 健 治  
池 田 宗 吾  
田 中 英 徳  
豊 原 学  
北 林 繁 喜  
真 鍋 和 聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

中 曾 一 夫  
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、16番、山本孝三議員、2番、末広和基議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第5〔一括上程〕

報告第1号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第3号 大竹市土地開発公社の経営状況について

議案第43号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第2、報告第1号、繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から、日程第5、議案第44号平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）に至る4件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第1号、報告第3号、議案第43号及び議案第44号につきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、報告第1号繰越明許費繰越しの報告について説明申し上げます。

本件は平成29年度から平成30年度に繰り越した事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

第2款総務費の本庁舎改修事業につきましては、非常用電源設備改修などの設計業務内容の変更に関し時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第4款衛生費の白石墓地移転事業につきましては、国との協議調整に関し時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第8款土木費の本町新町2号線道路改良事業につきましては、関係権利者との協議調整に関し時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。県営事業負担金砂防につきましては、広島県が施工する砂防の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

第10款教育費の手すき和紙作業所生産設備等改修事業につきましては、平成29年度国の補正予算による生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を財源として予算化しました

が、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

続きまして、報告第3号大竹市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

まず、一般会計の事業概要でございますが、平成29年度中に取得した用地はございません。処分いたしました用地としては、玖波青木線道路改築事業用地を2,017万4,685円で処分いたしました。また、収益的収支につきましては、収入総額は4,372万8,988円であり、支出総額は4,215万8,264円で、差し引き157万724円の純利益となりました。

続いて、特別会計の事業概要について御説明いたします。

この特別会計は、岩国大竹道路事業に関する用地の先行取得を行うための会計ですが、国土交通省による用地の再取得が終了したため、平成29年度をもって閉鎖となります。処分いたしました用地は、国土交通省による再取得用地で、処分面積は683.74平方メートル、処分価格は2億146万2,874円でございます。収入総額は2億146万2,916円であり、支出総額は2億188万1,597円で、差し引き41万8,681円の純損失となりました。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、26ページからの議案第43号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入、歳出にそれぞれ2,609万1,000円を追加し、予算総額を149億5,069万9,000円にするとともに、継続費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容順に説明させていただきますが、説明の都合により31ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、500万を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備費用として自治会に対する補助金500万円を計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、2,109万1,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、私立保育所の耐震改修事業に対して補助金2,109万1,000円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、30ページの歳入につきまして御説明いたします。

第13款国庫支出金につきましては、歳出に計上しております私立保育所の耐震改修事業に対する保育所等整備交付金1,406万1,000円を計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、小方財産区からの繰入金469万1,000円を計上し、また、このたびの補正予算の財源調整としての財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

第19款諸収入につきましては、宝くじコミュニティ事業助成金500万円を計上するものでございます。

第20款市債につきましては、私立保育所整備事業債700万円を計上するものでございます。

28ページの第2表継続費の補正は、青木踏切改良事業につきまして、平成30年度から平

成32年度までの3年間で総額1億8,000万円の継続費を設定するものでございます。

また第3表債務負担行為の補正は、可燃ごみの運搬に要する経費につきまして、当初予算編成後に中継施設等整備工場に係る発注仕様書が確定したことから、平成31年度のみ単年度契約から平成31年度から5年間の契約に変更するものについて、債務負担行為の変更をするものでございます。

第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が、議案第43号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、32ページからの議案第44号平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

このたびの予算の補正は、平成29年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足する見込みとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成30年度の歳入を繰り上げてこれに充てるため、歳入歳出予算の総額に6億1,146万2,000円を追加し、予算総額を10億825万3,000円とするとともに、一時借入金の借入最高額に6億1,000万円を追加し、借入最高額を10億円とするものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、平成29年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入総額は3億2,560万8,042円となる見込みでございます。歳入の主なものは、晴海商業用地の土地貸付収入が約2,400万円、晴海一般分譲用地等の売払収入が約1,600万円、一般会計繰入金が約2億8,600万円でございます。歳出は、各造成地の維持管理経費と公債費で約2億9,000万円となります。これに、平成28年度決算における繰上充用金約6億4,700万円を加えた歳出の総額は9億3,706万9,890円となる見込みでございます。歳入から歳出を差し引きいたしますと、6億1,146万1,848円が不足となる見込みであり、この金額を平成29年度の不足額として、平成30年度の歳入を繰り上げて充用するものでございます。

以上、報告第1号、報告第3号、議案第43号及び議案第44号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、報告第1号及び報告第3号の2件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第43号は総務文教委員会に、議案第44号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6

報告第2号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）

○議長（児玉朋也） 日程第6、報告第2号予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） 報告第2号予算繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度大竹市水道事業会計及び平成29年度大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の繰越を、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

初めに、水道事業会計でございますが、まず1点目の防鹿地区配水管改良事業でございます。公共下水道事業会計で実施しております防鹿地区管渠布設工事を行う際に、実施しました試掘の結果、工事場所に埋設されております水道配水管が支障となり、移設する必要がありますがございました。また、この水道配水管は老朽管で、移設に合わせて改良を行うことといたしました。このため年度内の完了が困難となり、事業の繰越を行ったものでございます。

次に2点目の配水管改良実施設計業務でございます。南栄2丁目地内における配水管改良実施設計に伴う調査等を行った結果、当初の計画より改良範囲を広げることが適当と判断したことから、年度内の完了が困難となり、事業の繰越を行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計における繰越について御説明申し上げます。

1点目の防鹿地区管渠布設事業につきましては、先ほど水道事業における防鹿地区配水管改良事業と同様の理由により事業の繰越を行ったものでございます。

2点目の公共下水道事業計画変更業務につきましては、平成29年度に策定しましたストックマネジメント実施方針と調整する必要があるため、この調整に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったことから事業の繰越を行ったものでございます。

次に、3点目の新町雨水排水ポンプ場用地取得事業につきましては、関係権利者との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったために事業の繰越を行ったものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、報告第2号の御説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第2号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第9〔一括上程〕

報告第4号 専決処分報告について（事故による損害賠償額の決定）



認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計  
画税条例の一部を改正する条例）

議案第 4 1 号 大竹市税条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第 7、報告第 4 号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）から、日程第 9、議案第 41 号大竹市税条例の一部改正についての 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） 報告第 4 号、認第 1 号及び議案第 41 号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第 4 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、東栄 3 丁目 4 番地の市リサイクルセンター内で発生いたしました物損事故に関する損害賠償の額につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 30 年 5 月 8 日に専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、御報告をするものでございます。

事故による損害賠償の額は、46 万 1, 225 円で、債権者は、お手元の資料の方であり、市の施設内における車両運行の管理に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要について、御説明いたします。平成 30 年 4 月 23 日午前 9 時 33 分ごろ、市リサイクルセンター内のストックヤードにおいて、市の業務受託事業所から派遣の作業員が、タイヤショベルに乗車して作業する中、後方の確認を怠ったまま後退してしまいました。このため、収集ごみの搬入のために、タイヤショベルの後方を塵芥車で徐行しながら進行してきた債権者が、車両の接触を察知するとともに、急ぎクラクションを鳴らしましたが、派遣作業員の対応が間に合わず、塵芥車の右側サイドミラー、ドア及びバンパーの一部を破損させたものでございます。なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険から、債権者に支払われるものでございます。

本件につきましては、市の派遣作業員に対する業務の安全かつ適切な履行に関する指導が不十分であったことに起因して発生したものと認識しており、深く反省しているところでございます。今後は、事故の未然防止のため、業務の履行に関する指導の徹底及び車両の適切な運行管理に努め、万全を期す所存でございます。

続きまして、認第 1 号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は地方税法の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、その改正規定の一部が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることになり、直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日付で、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を

改正する条例の制定について、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、御承認をお願い申し上げます。

それでは、改正条例の主な内容について御説明いたします。

大竹市税条例の改正点ですが、主なものとしては、法人市民税及び固定資産税についての改正となります。まず、法人市民税の改正についてですが、内国法人が租税特別措置法の関係条項の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人市民税から控除するよう規定し、また、法人市民税の納付期限の延長の場合の延滞金について、延長後の期間前に納付されていた部分は、その期間を控除して計算するものと規定するよう改正するものでございます。

そして、固定資産税の改正についてですが、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を新設するものでございます。

次に、大竹市都市計画税条例の改正点について御説明いたします。

こちらも市税条例同様に、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を新設するものとなります。

以上が、主な改正でございますが、その他字句の修正や引用条項の整備等についても所要の改正を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては、市民税に関するものを附則第2条、固定資産税に関するものを附則第3条に、都市計画税に関するものを附則第4条に規定しております。

続きまして、議案第41号大竹市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

こちらも、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の改正は2点あり、いずれも固定資産税の軽減措置、いわゆる「わがまち特例」に関するものでございます。

1点目は、水質汚濁防止法に規定する特定施設及び指定地域特定施設にかかわる償却資産の課税標準額に乗じる割合について、地方税法で定める参酌割合が3分の1から2分の1に改正されたことから、条例で定める割合についても同様に改めるものでございます。

2点目は、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、「生産性向上特別措置法」の規定により、新たに市が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資にかかわる償却資産の軽減措置を定めるものでございます。固定資産税の課税標準額に乗じる割合は、ゼロ以上2分の1以下の範囲内において条例で定めることとされており、大竹市では、課税標準額に乗じる割合をゼロと定めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1条において、施行期日は公布の日からとし、生産性向上特別措置法にかかわる規定については、生産性向上特別措置法の施行の日からとしております。また、第2条で経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、報告第4号、認第1号及び議案第41号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番。

○16番（山本孝三） 今部長が提案の説明をされた中に、一つ気になることがあるのでお尋ねするのですが、報告4についてですね。というのが、平成30年3月の議会でも事故による損害賠償の報告がありました。で、私の記憶するところでは、年度で言えば昨年度も数件、似たような事故が発生しておるわけですが、こうした場合、市が保険会社との間で保険料とか事故の発生回数等に伴っての、この保険料がどうなるかというふうな規定があるんかないんか。事故が3件あろうが5件あろうが、年間納付する保険料は変わらずに維持するということになつとるんか、それとも事故の発生件数あるいは補償額によって、市が負担すべき保険料が変わるのかどうか、その辺のことを説明をしてもらいたいです。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） ただいまの保険の関係のことについて御説明いたします。

本件につきましては、市有物件災害共済金のほうで支払いがされることとなります。これにつきましては、一定額、500万円ですね、これを超えると前々年度の例えば支払い額、これが500万円を超えると次の保険金というかそういう納付額に影響してくるんですが、今回の場合はそれは超えておりませんので、影響はないということになります。保険の仕組みとしては、保険の種類によって一定額までは、それを超えなければ金額は変わらないということになっております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 16番。

○16番（山本孝三） その納付する保険料の増減基準ですね。これは件数だけじゃなしに補償額も影響するでしょう。その限度額なるものをちょっと聞かせてくれますか。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 500万円でございます。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、報告第4号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております認第1号を採決いたします。  
認第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、認第1号は、これを承認することに決しました。  
「議案第41号」は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第10

#### 議案第42号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 議長（児玉朋也） 日程第10、議案第42号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。  
教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

- 教育長（大石 泰） 議案第42号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。  
児童福祉法第34条の8の2、第2項に基づき定められた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員の資格要件の拡大及び一部規定の取り扱いが明確化されたことに伴い、国の基準に合わせて本条例について改正しようとするものでございます。  
それでは、改正の具体的な内容について御説明いたします。  
本条例第10条第3項におきまして、放課後児童支援員の資格要件について定めておりますが、新たに「5年以上放課後児童健全育成事業での実務経験がある者であって、市長が適当と認めたもの」及び「専門職大学の前期課程を修了した者」についても、放課後児童支援員となることができるよう資格要件を拡大するものでございます。  
また、同項第4号におきまして、学校の教諭となる資格を有する者について資格要件として規定しておりますが、教員免許状を取得した者が、免許状の更新を受けていない場合であっても、資格要件を満たすことを明確にした規定に改めるものでございます。  
次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きとして、専門職大学の前期課程を修了した者を資格要件に加える規定については、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第42号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第42号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第45号 工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）

○議長（児玉朋也） 日程第11、議案第45号工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 坪浦伸泰 登壇〕

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第45号の工事請負の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案させていただきます大竹市中継施設等整備工事についてでございますが、大竹市で発生するもやすごみ等を（仮称）廿日市クリーンセンターまで効率よく運搬するために、もやすごみ等の圧縮と大型パッカー車への積替えを行う可燃ごみ中継施設、紙類及びプラスチックごみを貯留するストックヤード及び仮設中継施設を設計・施工するものでございます。

入札方式でございますが、1社による単独施工方式で、条件付一般競争入札としました。本議案を提出するに至った経緯でございますが、4月10日に入札公告を行い、4月27日の指名業者審査会を経て、5月17日に1者による入札を執行いたしました。その結果、6億1,300万円で落札した新明和工業株式会社流体事業部営業本部中国支店と5月18日に、工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました6億6,204万円でございます。

以上の契約でございますが、予定価格が6億6,420万円と1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から、平成32年3月31日までの約22カ月間でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第45号についての提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第45号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12

### 陳情第 2号 既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情

○議長（児玉朋也） 日程第12、平成30年陳情第2号既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております平成30年陳情第2号は総務文教委員会に付託いたします。お諮りいたします。

議事の都合により、5月26日から5月27日までの2日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、5月26日から5月27日までの2日間休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、直ちに生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、5月28日本会議終了後、総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、5月30日午前10時から議会改革調査会を、それぞれ、第1委員会室で開会する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

5月28日は午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。

10時36分 散会

(30. 5. 25)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月25日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 末 広 和 基

平成30年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成30年5月28日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                         | 付 記            |
|-----|--------|-----------------------------|----------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                  |                |
| 第 2 | 議案第41号 | 大竹市税条例の一部改正について             | (原案可決)<br>生活環境 |
| 第 3 | 議案第44号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）  | (原案可決)         |
| 第 4 | 議案第45号 | 工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事） | (原案可決)         |

○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第41号から日程第 4 議案第45号（報告・表決）

○出席議員（15人）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 児 玉 朋 也 | 2番  | 末 広 和 基 |
| 3番  | 賀 屋 幸 治 | 4番  | 北 地 範 久 |
| 5番  | 西 村 一 啓 | 6番  | 和 田 芳 弘 |
| 7番  | 大 井 渉   | 8番  | 網 谷 芳 孝 |
| 9番  | 藤 井 馨   | 10番 | 山 崎 年 一 |
| 11番 | 日 域 究   | 12番 | 細 川 雅 子 |
| 13番 | 寺 岡 公 章 | 15番 | 田 中 実 穂 |
| 16番 | 山 本 孝 三 |     |         |

○欠席議員（0人）

○説明のため出席した者

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 市 長               | 入 山 欣 郎 |
| 副 市 長             | 太 田 勲 男 |
| 教 育 長             | 大 石 泰   |
| 総 務 部 長           | 吉 岡 和 範 |
| 市 民 生 活 部 長       | 香 川 晶 則 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     | 米 中 和 成 |
| 建 設 部 長           | 坪 浦 伸 泰 |
| 上 下 水 道 局 長       | 高 津 浩 二 |
| 消 防 長             | 橋 村 哲 也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 中 村 一 誠 |
| 企 画 財 政 課 長       | 三 原 尚 美 |
| 市 民 税 務 課 長       | 池 田 宗 吾 |
| 環 境 整 備 課 長       | 田 中 英 徳 |



監 理 課 長  
上 下 水 道 局 業 務 課 長  
総 務 学 事 課 長

豊 原 学  
北 林 繁 喜  
真 鍋 和 聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

中 曾 一 夫  
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、賀屋幸治議員、  
4番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第4〔一括上程〕

- 議案 第41号 大竹市税条例の一部改正について
- 議案 第44号 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）
- 議案 第45号 工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第41号大竹市税条例の一部改正についてから日程第4、  
議案第45号工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）の3件を議題とい  
たします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。  
生活環境委員長、田中実穂議員。15番。

生活環境委員会議案審査報告書

平成30年5月25日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記  
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                          | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 議案第41号 | 大竹市税条例の一部改正について             | 原案可決  |
| 議案第44号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）  | 原案可決  |
| 議案第45号 | 工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事） | 原案可決  |

平成30年5月25日  
大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂  
〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、5月25日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案3件につきましては、同日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査順に、御報告申し上げます。

まず、議案第41号大竹市税条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

続きまして、議案第45号工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）でございますが、本件では「性能発注方式とはどのような契約なのか。また、性能が将来的に保証されるのか伺う」との質疑に対しまして、「発注仕様書に示した内容について完成時に満たされていることが求められる契約である。基本的に設計施工で行っているため、設計に関する瑕疵は受注者負担となるが、負担には期限があり、性能が将来永続的に保障されるというものではない。まずは工期内にきちんと性能を満たしているものをつくるというのが性能発注方式の条件である」との答弁がございました。

次に、「新しく整備する可燃ごみ中継施設は、仕様上の処理能力が1日25トンとしているが、それ以上発生して、あふれてしまうようなことは懸念されないのか伺う」との質疑に対しまして、「仕様の1日25トンの処理能力は、通常のごみの搬入量から見込み、対応可能であるものとして算定したものである。平成31年4月からの1年間は、仮設の中継施設の使用となるが、可燃ごみ中継施設が本格稼働となった後は、故障時等の際も、ごみを貯めおくことができ、十分対応できるものと考えている」との答弁がございました。

次に、「入札調書では1社の入札となっている。公募した結果1社しか応じなかったのか。1社のみ指名となった経緯について伺う」との質疑に対しまして、「1社しか応募がなく残念に思っている。ホームページに広告文を掲載し、建設関係の新聞に入札情報の記載を依頼し、また応募資格を有すると思われる市内業者に対して電話連絡を行うなど、広く周知をした。一般的な設計に基づく工事と異なり、性能発注方式などの状況から、応募に応じる事業者が少なかったと考えている」との答弁がございました。

次に、「最近、リサイクルセンター内で事故があったことを踏まえて、今後新しい事業形態に移行していくにあたっての安全対策と、工事期間中に市民の方が持ち込みをされる際の安全対策をどのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「事故のことは大変重く受けとめている。現在、職場では毎日の朝礼の際、安全の声かけ、唱和をしたり、「無事故、けがゼロ」のボードを設置するなど、注意喚起を行っている。また、受託事業者である作業員に対しても、動線の整理、必要に応じた誘導員の配置などの取り組みを指導し、事故を起こさないよう徹底を図っている。また、工事中における市民の持ち込みにあたっては、紙資源の仮置き場としてコンテナを適切な場所に設置したり、日曜日の粗大ごみの臨時受け入れと同様に、事務所近くで職員が回収する取り扱いの導入をし、危険な箇所に市民が行かないように対策したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第44号平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案3件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本3件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、5月29日から5月31日までの3日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、5月29日から5月31日までの3日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

6月1日は午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

お含みの上、御参集をお願いいたします。

(30. 5. 28)

本日は、これにて散会いたします。

10時 8分 散会

(30. 5. 28)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月28日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 北 地 範 久

平成30年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成30年6月1日10時開会

| 日 程 | 議案番号       | 件 名  | 付 記            |
|-----|------------|--|----------------|
| 第 1 |            | 会議録署名議員の指名                                 |                |
| 第 2 | 議案第42号     | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 総務文教<br>(原案可決) |
| 第 3 | 議案第43号     | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）                     |                |
| 第 4 | 平成30年陳情第2号 | 既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情          | 総務文教<br>(採 択)  |
| 第 5 |            | 閉会中の継続審査の申し出について                           |                |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第42号から日程第 3 議案第43号（報告・一括質疑・討論・表決）
- 日程第 4 平成30年陳情第2号（報告・質疑・討論・表決）
- 日程第 5 閉会中の継続審査の申し出について

○出席議員（15人）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 児玉朋也  | 2番 末広和基  |
| 3番 賀屋幸治  | 4番 北地範久  |
| 5番 西村一啓  | 6番 和田芳弘  |
| 7番 大井 涉  | 8番 網谷芳孝  |
| 9番 藤井 馨  | 10番 山崎年一 |
| 11番 日域 究 | 12番 細川雅子 |
| 13番 寺岡公章 | 15番 田中実穂 |
| 16番 山本孝三 |          |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                   |      |
|-------------------|------|
| 市 長               | 入山欣郎 |
| 副 市 長             | 太田勲男 |
| 教 育 長             | 大石 泰 |
| 総 務 部 長           | 吉岡和範 |
| 市 民 生 活 部 長       | 香川晶則 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     | 米中和成 |
| 建 設 部 長           | 坪浦伸泰 |
| 上 下 水 道 局 長       | 高津浩二 |
| 消 防 長             | 橋村哲也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 中村一誠 |

企 画 財 政 課 長  
上 下 水 道 局 業 務 課 長  
総 務 学 事 課 長

三 原 尚 美  
北 林 繁 喜  
真 鍋 和 聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

中 曾 一 夫  
加 藤 豪



10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、去る5月30日開催の第94回全国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（中曽一夫） それでは、受賞されました方のお名前を申し上げますので、前までお運びをお願いいたします。

市議会議員50年以上特別表彰、山本孝三議員。

○議長（児玉朋也） 表彰状。大竹市、山本孝三殿。あなたは大竹市議会議員として、50年の長きにわたって大竹市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、今回表彰規定によって特別表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

○議会事務局長（中曽一夫） 市議会議員15年以上表彰、寺岡公章議員。

○議長（児玉朋也） 表彰状。大竹市、寺岡公章殿。あなたは大竹市議会議員として15年、大竹市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、今回表彰規定により表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

○議会事務局長（中曽一夫） 市議会議員10年以上表彰、山崎年一議員。

○議長（児玉朋也） 表彰状。大竹市、山崎年一殿。あなたは大竹市議会議員として10年、大竹市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、今回表彰規定により表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

○議会事務局長（中曽一夫） 市議会議員10年以上表彰、児玉朋也議員。

○副議長（細川雅子） 表彰状。大竹市、児玉朋也殿。あなたは大竹市議会議員として10年、大竹市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、今回表彰規定により表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

○議会事務局長（中曽一夫） 以上をもちまして、表彰状の伝達を終わります。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、西村一啓議員、6番、和田芳弘議員を指名いたします。



日程第2～日程第3〔一括上程〕

議案 第42号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案 第43号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第42号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び日程第3、議案第43号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。8番。

総務文教委員会議案審査報告書

平成30年5月25日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                         | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------------------|-------|
| 議案第42号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第43号 | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）                     | 原案可決  |

平成30年5月28日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） 皆さん、おはようございます。それでは総務文教委員長報告をさせていただきます。

5月25日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件につきまして、28日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第43号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「青木踏切改良事業の費用について、JRと市の両者でなく、市が全額負担することになった理由を伺う」との質疑に対しまして、「青木踏切については、JR敷地内を市道南栄下白石線として道路使用させてもらっている。国土交通省で通学路に指定されている踏切について、積極的に改善を図っていくということで、「踏切道改良促進法」が一部改正された。本市においても協議会を設置し、積極的に踏切の改良を進める中で、JRと協議を進めてきた。基本的には本市が改善を図るということで、踏切の改良を本市の負担

で進めていく考えである」との答弁がございました。

次に、「工事後、土地代を後から支払うことになっているが、土地代を先に支払い工事に着工するのが通常であると思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「詳細設計を工事協定締結後の平成31年ごろに予定している。その後、確定した土地の範囲を買収するということになる」との答弁がございました。ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では「苦情処理のマニュアルはどのようになっているのか、また、今後保護者会をつくる予定はあるのか伺う」との質疑に対しまして、「現場での苦情は、主任ほか各放課後児童支援員が直接聞いて対応している。現場で処理できない場合は、生涯学習課青少年育成係が対応することになるが、現在のところ大きな苦情はない。現在、市において保護者会という仕組みはない。定例的に主任支援員が集まり、保護者の声を集約しているが、把握し切れていないこともある。保護者の声を反映させるのは大事なことであり、そのあり方については、今後検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「放課後児童支援員や定員の数はどうなっているのか。支援員の数は十分なのか伺う」との質疑に対しまして、「支援員は5月1日現在、大竹小、小方小、玖波小の各児童クラブで計26名いる。全体で280名の定員に対し、利用児童は6月1日現在、玖波小のあすなる児童クラブが33名、小方小のみどり児童クラブが117名、大竹小のひかり児童クラブが140名で、みどり児童クラブとひかり児童クラブは若干定員を超えている。ひかり児童クラブには低学年の利用希望者が多かったことや、支援者の欠員により、高学年の受け入れができていないが、ほかの2クラブにおいては、現在の支援員の数で足りている。国の基準が改正され資格の要件が広がったことで、支援員の確保の面でも期待しているが、ハローワーク、市広報で募集しているものの希望者が少なく、支援員がやや足りていないのが状況である」との答弁がございました。ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本2件を一括採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4

平成30年陳情第2号 既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を  
求める陳情

○議長（児玉朋也） 日程第4、平成30年陳情第2号既存プール施設の撤去及び「生命尊重  
の碑（仮称）」の設置を求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。8番。

総務文教委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条  
の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                                   | 審査の結果 | 付託年月日     |
|----------------|---------------------------------------|-------|-----------|
| 平成30年<br>陳情第2号 | 既存プール施設の撤去及び「生命尊重の<br>碑（仮称）」の設置を求める陳情 | 採 択   | 30. 5. 25 |

平成30年5月28日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、陳情第2号に対しましての総務文教委員長報告  
をさせていただきます。

去る5月25日の本会議におきまして、総務文教委員会に、御付託いただきました陳情1  
件につきましては、5月28日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査  
経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

平成30年陳情第2号既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求め  
る陳情でございます。本件は大竹市立大竹中学校PTA会長山代英資氏から提出された陳  
情で、その要旨といたしましては、大竹市立大竹中学校の敷地内には、現在使用されてい  
ないプール施設がある。大竹市教育委員会によると、主な原因は設備の故障であり、平成

17年以来施設の利用がかなわない状態であるとのことである。これまで10年余りの間、大竹中学校生徒は使用できないプール施設の敷地を、水泳に限らず、何にも活用できず、義務教育期間における貴重な学習機会を逸したまま、毎年100名前後が卒業していった。ついでには、大竹中学校PTAとして、1点目に、「老朽したプール施設の撤去を求めます」ということ。2点目に、「「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求めます」ということ。3点目に、「今後の用地活用の際の方針について求めます」ということ、以上3点について陳情されたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、まず1点目の「老朽プールの施設の撤去」及び、3点目の、「今後の用地活用の際の方針」については、「陳情にあるように、当該プールについては平成17年度以降使用されていない。これまで、市内小・中学校の耐震化を図る必要があったので、まずはそのことに取り組んできた。平成28年度末の玖波小学校完成により、耐震化はひと段落したところである。しかしながらプール施設については、小方学園、玖波中学校以外は昭和40年代に建設され老朽化しており、今後の課題と考えていた。本陳情にある大竹中学校のプール施設は、財源の確保が最も大きな課題である。財源の確保に向けては事業計画が必要になる。隣接の大竹小学校のプール施設も老朽化しており、一体的な整備に向けた可能性などについても今後検討していく必要があるものと考えている。本陳情の内容について、将来、具体的な取組みを実施するような段階になれば、適宜、学校及び保護者などから意見をいただくことになるものと考えている」というものでございました。

次に2点目、「生命尊重の碑（仮称）」の設置については、昭和58年5月23日に、大竹中学校3年生の生徒が水泳部の活動中にプールで尊い命を失うという痛ましい事故が発生した。こういった悲しい事故が繰り返されないように、機会あるごとに後世に伝えていく必要があることは十分に認識しており、大竹中学校では、当該生徒が亡くなった5月23日を「生命尊重の日」に位置づけ、生徒集会を開催し、事故の内容や生命尊重の日が設定された経緯を説明するとともに、講演会を開催し、命の大切さについて学習をしている。また、校舎玄関前に、平成23年度につくられた「命の絆」と大きく書かれた石碑がある。駐車場入り口付近には、亡くなられた生徒の父親から2年後の命日の日付を刻んだプレートがある。それとともに寄贈を受けたソテツが植樹されている。今後もそれらを大切にしていくことにより、本陳情で求められている趣旨は達成できるものではないかと考えている。こうした現状を踏まえ、生徒の生命尊重の学習のための教材として、改めて碑を設置することが適当であるかどうかについて、慎重に考えていく必要があり、御遺族の思いに配慮することも大切と考えている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「プール撤去は必要と思っていたが、財源も課題だという話もあった。執行部としては撤去する財源がなかったのか、優先順位が低かったのか。また学校の耐震化を優先したとのことだが、プール撤去、及び建て替えた場合、どれくらいの費用がかかるのかということ等を伺う」との質疑に対しまして、「これまでは教育委員会としては市内の小中学校の耐震化を優先してきた経緯があり、プールの撤去、建て替えに至っていない。財源については、単に解体する場合であれば、国の補助金は出ない。建

て替えであれば、解体に対しても国の補助金が出るので、財源的には有利であると考えている。また、建て替え等の費用については不明であるが、参考として、小方学園のプールの建設のみで1億4,000万円であった。撤去には別途費用が必要になる」との答弁がございました。

次に、「長年、使用されていないプール施設の状況が、周辺に与える影響や教育環境、子どもたちの心理について与える影響についてどのように考えているのか伺う」との質疑に対しましては、「教育委員会としても、水泳の学習をさせたいという思いはあり、環境を整えたいとは思っている。財源の確保が必要だが、解体や跡地利用については、新プールも含めて検討していかなければならないと考えている」との答弁がございました。

次に、「教育上、児童生徒の体力向上に資する最も有効な種目について、また、プール施設と水泳の重要性をどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「一概には言えないが、水泳は健康、体力向上において大変重要であると考えている。水泳は、全身の心肺機能、筋肉を発達させる。そうした意味でもプールは必要であり、子どもの発育のためにも重要であると考えている。大竹小学校の建設当初から構想にあったが、大竹小学校と大竹中学校で共有するプールを建設し、既存プールの撤去にとりかかりたいという思いを持っている。今までは、校舎等の耐震化と老朽化対策が第一の課題であるとして取り組んできた。トータルでの財政のバランスを考えながら、検討していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「陳情者はPTA会長名であるが、団体のほうでいろいろ調整していると思う。教育委員会の方で、陳情提出に至るまでの意見の取りまとめの経緯をどのように把握しているのか」との質疑に対しまして、「具体的には、昨年4月のPTA総会ごろから、こうした取り組みをされることをお聞きし、アンケートをされたり、幾度もPTAで話をされたりして、総会で議決されたと伺っている。アンケートではさまざまな意見があるが、PTAの総意として提出されていると受け止めている」との答弁がございました。

質疑を終結し、取扱いについての意見を求めたところ、1名の委員から継続審査を求める発言がございました。その趣旨は、「陳情書では、「老朽化したプールの撤去を」お願いすると書いてはいるが、「新しいプールの建設を」とは書かれていない。改めて、教育委員会などと協議し、趣旨を再確認の上、陳情を提出していただいたほうがよいと考え、継続審査とすべきである」というものでございました。継続審査の可否について起立採決を行った結果、継続審査とすることについては否決されました。

続いて討論に入り、採択の立場で2名の委員から、不採択の立場で2名の委員から討論がございました。採択の立場では、「これから先を見据えて、大竹小・中学校にプールをつくっていかうという思いがあれば、これを実現していく方向で考えることが妥当である。陳情者の気持ちを汲んで採択すべきである」という内容のものと、「議会が採択してもプールができるわけではないが、議会は、PTAや保護者の皆さんの気持ちを受けとめさせていただく、という意味として、採択すべきである」という内容のものでございました。

不採択の立場では、「陳情書の文面には、「プール施設の撤去を求めます」という項目があるが、PTAとしては撤去と同時に新しいプールをつくってほしいというのが、一番

先に出てくる問題と思うが、それが前面に出ていないので不採択とすべきである」という内容のもと、「添付されたアンケートの意見には、バスケットコートや、ほかの文化的な施設をつくってほしい、などの意見もある。陳情書では明確に「プールをつくってほしい」とされておらず、採択すれば陳情書の趣旨に沿った採択にならないと考え、不採択とすべきである」という内容のものでございました。

討論を終結し、起立採決をした結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、藤井議員。

○9番（藤井 馨） 私は、平成30年陳情第2号に反対の討論をいたします。

既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情でございますが、趣旨をよく読むと、設備の故障で13年間もプールが放置されており、その間に経年劣化で著しく損傷しており、現在の施設を改修して、従来どおりの授業を再開するには、多大な費用と努力を要する。その間に、水泳に限らず、何も活用できずに貴重な学習機会を逸したまま、毎年100名の生徒が卒業していった。というふうな内容のものでございます。

本陳情が出て、学校のほう少し見学させていただきました。本陳情の1項は、老朽化したプール施設の撤去を求めているわけでございます。このプール施設の918平方メートルを有効活用するような要望であって、要望の1項からはこの地にプールの建設を望んでいるものではないというふうに、私は考えております。そういったことが伺えません。

要望の2項は、「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求めることが記載されておりますけれども、私は昭和58年5月の事故はよく覚えております。葬儀にも出席いたしました。親御さんの悲しみは半端でなく、葬儀の参列者がわかるほどのものでした。「生命尊重の碑（仮称）」の設置については賛否両論あって、意見の分かれるところではございますが、あえて私個人の考えを申し上げますと、学校の門を入ったすぐ内側にソテツの木が植えられております。親御さんのお名前と日付の入った御影石が設置されて、現在まで守られてきています。この痛ましい事故が忘れられることはない、私は考えております。

それよりも何よりも、5月23日を生命尊重の日として、大竹中学校独自の取り組みを行っています。これを実行してこられたPTA、教職員、そして教育委員会には私はお礼を言いたいと思います。不幸のあったことを糧として、これを実践教育として十二分に生かしてきた、このことが何よりも大切なことではないでしょうか。この教育を受けた多くの生徒は、大竹中学校で学んだ生命尊重の教育を生涯忘れることはないでしょうし、一生の大切な指針として生かしていい人生を過ごしていくであろうと私は考えております。生命尊

重の教育が今日に至っていると聞いておりますが、今後も継承していただきたいと考えています。ソテツが植えられていることで、生命尊重の碑（仮称）の設置については何が目的かと聞かれたときに、私はよい答えができません。このような私見ではありますが、碑の設置はしなくてもいいんじゃないかという考えに至っております。あくまでも私の考えでございますので、もう一度碑の設置については関係者で考えていただきたいと思っております。

3項には、今後の用地活用の際の方針についていろいろ書かれております。碑の設置、また新プールや運動施設、文化施設などの用地転用については、今後学校及び保護者と十分な意見交換の場を求めてくださいというものであります。プールを壊し碑を建てて、今後その跡地利用を考えていきたいと思いますというものは理解できるのでございますが、求めているものがはっきりしていない陳情書を採択することは、私自身は難しいと考えています。

ここから私の個人的な意見ですけれども、プールを持たない学校も多くあるわけで、必ずプールをつくらないとならないわけではありません。しかし、人間は少くも泳げないと困るんですよ。例えば海水浴に行つて、自分のお子さんが目の前で溺れても助けることができません。小さいころから水に親しみなれておくことは、とても大切なことだと考えています。学校教育の中でできれば大変ありがたいと考えております。聞くところによれば、大竹小学校のプールも時間の問題で、近い将来建てかえか廃止の日が必ず来ます。ここらの先読みを行つて、大竹中学校と大竹小学校が共同で使用できるようなプールを建設すれば、費用やメンテナンスの面でもいいものができるかなと考えています。市内の中学校でプールがないのは、大竹中学校のみでございます。教育設備の格差をなくす意味からも、これは個人ですよ、あくまでも。プールがよいのではないかと私は思いますが、ここも関係者でよく話し合つていただきたいと思っております。

私たち議会としては、何々を建設してくださいとはっきりうたつていただかないとなかなか判断のしようがございません。1の撤去だけでは、プールの建設は夢物語になるかもしれません。小学校、中学校あわせて考えることが大切だろうと思っております。2の碑の設置は、既に対策が立てられており、授業のほうでしっかりとそのことが生かされているということで必要はない。そして3番目の用地活用については、判断ができない。

いろいろこの本陳情2号には私たちに判断しにくいところがあり、私は本陳情を継続しその間で意見を一本化できるのであれば、反対することも何もなく一緒に取り組んでまいりたいと考えておりましたが、継続を否定され賛成か反対かを求められましたので、ただいま申し上げたような理由で本陳情に反対という立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

2番、末広議員。

○2番（末広和基） 私はこのたびの陳情に際して、採択に対しての賛成の立場で討論させていただきます。

ハード的な問題で13年使用できていないというお話ではありましたが、この陳情を拝見してすぐさま私たちの子供たちの世代、ちょうど20年前から5～6年PTAにかかわったことがございまして、その当時の子供たちに問い合わせしてみました。御縁のある



子供たちも3～4年の間の子供たちでしかないんですけれども、まず痛ましい事故があったということは深く認識しておりました。鎮魂の碑のイメージはソテツ。彼らにとってはソテツではなかったんですね。プールだと思ってます。で、当時中学校の建てかえ時代の子供たちなので、仮校舎で過ごし、新校舎には入れなかった世代の子供たちなんですけれども、建てかえ工事が行われれば当然あのプールも撤去いただけるものだと、我々PTAも思っておりました。しかしながらいろんな御事情でそれがなし得なかった、できなかった、できないという理由を聞いてから、PTAの中で何とか、我々にしかできんじやろうかという活動もしました。いろんなことでその活動も頓挫したんですが、改めて申し上げますが、これは頭で考えて判断する行為ではない。こういう議場ではあくまでも論理的に冷静に判断しなきゃならんのかもしませんが、ぜひともカラスが巣に帰る時間帯に大竹中学校に行って、プールの周りを一周して歩いてみてやってください。そのときにどう感じるかです。3年間500日以上、子供たちはあの学校で過ごします。クラブ活動があれば1日10時間、その姿を見るんです。

最近リフォームばかりですけれども、リフォームは済みましたがおばあちゃんの御仏壇はクモの巣が張ると、神棚には枯れたサカキが置いたままになると、お盆に墓参りしたら草ぼうぼう、そういう環境と同じものを、私あのプールに感じます。これは水泳がスポーツにとって云々のテーマではないと考えています。ぜひとも日々あの姿を、鎮魂の碑のかわりにしか感じられないあの姿がどういうふうに子供たちの心に伝わっていくのか、そのことをみずからの目で見、感じとっていただいて、論理的な判断のみならず財政的な判断のみならず、心の問題としてPTAの皆さんの活動を受けとめていただきたいという願いを込めて、賛成の立場での討論を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 陳情2号に対しまして、不採択の立場で討論を申し上げます。簡潔に申し上げます。

先ほど委員長の報告にもありましたように、委員会では継続審査を申し出ましたけど否決されましたので、もう採択か不採択かのどちらか、いずれかを選ばなきゃならないということでございました。ある市議会のこの陳情書の取り扱いというのを見ましたら、そこには趣旨、含意等が不明で判然としないものというのがありました。これは不採択にすべきだということをつくっていますけど、今回は私はちょっとそのように、この陳情書を私なりに受け取りました。使用不能なプールの撤去が趣旨、あるいは願意ということになるかと思いますが、その跡地を整地し、グラウンドにしてもらいたいのか、トレーニングルームやテニスコートなどのほかの施設にしてもらいたいのか、または新しいプールを建設してもらいたいのか、審査する私としたら判然としない内容でございました。一部の議員からは、新しいプールを建設すべきだという奇異にも感じる発言がありました。それを言いたいのならPTAの陳情書に記述されるべきであり、審査する議員があれをつくれ、これをつくれというのはルールを無視した発言だと思います。審査する議員が提案書の趣旨を越権した発言、こういうことは避けなければなりません。また、市長部局あるいは教

育委員会にしても、財政が厳しい状況の中で国からの補助金を少しでももらう最善の方法を考えると、撤去のみの陳情書というのは対処できかねるのではないかというふうにも思いました。大竹中学校のPTAにおかれましては、この放置されたままの状態が決していいわけではございませんので、一日も早く生徒や保護者の意見を取りまとめられて具体的な陳情書を提出していただければ、そのときには採択という意思表示をしたいと思っております。生命尊重の碑（仮称）でございますけれど、これにつきましては先ほど同じ会派の藤井議員から詳しく説明がありました。遺族の方が御寄贈されたということもございますので、その必要はないのかなというふうに思っております。

以上のような理由により、今回の陳情書では真意を推しはかることが難しいと判断しましたので、不採択とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

5番、西村議員。

○5番（西村一啓） 5番。私は採択につきましても賛成の立場で討論させていただきます。

陳情書に書いてありますように、陳情書の要旨の下から4番目ですが、大竹中学校PTAとしてこの状態を早急に改善したいという趣旨をあらわしております。私も大竹中学校の卒業生の一人として、やはりいろいろ皆さん言われますが、PTAの真意は子供たちの水泳の教育と同時に、学校の施設も含めて卒業後も学校というものを通じて思い出がある、そういう環境の整備がPTAの思いではないかと感じまして、賛成の立場をさせていただきました。要するにプールをつくれ、あるいはまたプールを撤去せえという言葉も大事なんですが、本当の学校の施設、これはやはり13年間放置されていること自体がやはり我々議会としても考えるべき。過去にわたりましてそういう問題について協議をされたかということも考えております。陳情が出たから協議をするんでなしに、やはりそういうことも地域全体、特に子供たちを育てるという環境整備には一番大事なことはないかと思ひまして、賛成をいたしました。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 皆様のいろんな御意見を承ってまして、私も一言発言したいと思って手を挙げました。

大竹中学校のプールというのは、いろんな問題点というか内容を提供してくれるものです。私がこの大竹中のプールのことを、今回の件ですよ。去年の議会報告会の初日。議会報告会というと、どちらかというと余り若い方はいないというイメージがあるんですが、そこで私が大竹小学校のPTAのときに一緒に酒を飲んだこともある方が来られました。で、スタート、質問の第一発目に手を挙げて、大竹中学校のPTAの総会で寺岡会長がプールをどうこうする、市が承認したとか教育委員会が承認した、細かい文言は忘れまして。私もあのプールは何とかすべきだと前から思ってますからそのことは全然反対するものじゃありませんけれども、そういう話があったんで、本当かって聞かれても我々は材料持っ

てませんから、申しわけないけど答えられませんって、わかりませんって言いました。で、次の朝8時半に大竹中に行って、校長先生と話をしました。そしたら会長からそんな話、総会とかなんとかとか言ってましたけど、何かであったのは事実みたいですけど、私はその日いなかったんで詳細はわかりませんって言われました。で、だからそのころからPTAとしてあのプールをどうかしようっていう動きがあったのは事実なんだと思います。で、私の頭が混乱するんですけども、多くの方がそうかもしれませんが、事故があったことは覚えている。それでプールを使ってない事実もよくわかってる。でもそれがまざるんですね、頭の中で。それでよく、そうそう、よく考えたらそうよねって、平成十何年に子供が水泳しよったよねって。多分水泳部がなくなったのかなと思いますけれども、プールは事故の後も20年ぐらい使っていたんだと思います。

で、いろんなものがあるんですけども、一番今回陳情のことを、私は傍聴議員として聞いてましたけど、一番違和感があったのは碑の問題ですね。私、申しわけないですけども、遺族の方がつくられた分については、あそこにソテツがあるのは知ってますけれども、あその前はいつも車で通過しますから歩いたことがない。それで詳細は知りませんでした。でも今回の陳情された方も、そのことを踏まえてない陳情ですから、ひよっとしたら御存じなかったのかなっていう気がします。で、そう考えたときに、私、思い起こせば、昔の記憶ですよ。大竹小学校の今、体育館かな、校舎から離れたところにありますよね。あれをつくってくれっていう陳情に私は来ました。当時、PTAの副会長でした。で、結局何があったかっていうと市役所のほうから学校に電話があって、我々PTAの役員のところには学校か何かから連絡があったと思います。それでなれないスーツを着て一生懸命ネクタイを締めて、教育委員会に行きました。それで体育館を建てかえてくれっていう陳情ですよ。でも、体育館を建てかえてくれっていう陳情をPTAがするんですけど、会長も副会長も大した意識はないんですよ。やらせ陳情ですよ、典型的な。そういうことから考えると、今回も現場の声っていうのは、それはあのプールは使ってない、あんな変なものないですから。で、そもそもあの規模の中学校でプールがないってないですよ、ほか探してもね。だから絶対要るもんだと思ってますが、それと今回の陳情はちょっと、ちょっとこうずれがあるなという気がいたします。

で、それはそれ。それともう1個はプールの安全です。石碑は大事ですよ、それは注意を忘れてはいけないですから、そういうものがあることはいいことですけども、結局あの事故のことを、ここで余り具体的なことは言いませんが、当時の水泳連盟の会長の子供さんだったというふうにも聞いてますけれども、とにかく上手な方ですね、水泳がね。それで結局排水口に足か手か知りませんが、引っ張りこまれたと。それで、もう典型的なプール事故の一つですけども、排水口は当然水を吸いますから、そこに近づいたら動けなくなるわけですね。で、そのことがその後、あれから時間、随分たってますけども、プールの、学校プールの安全基準なんかでその周りに大きな格子というかあれば、吸われませんよね。狭いところ、近くまで寄れるから吸いつくわけですから、そういうのが学校安全って物すごくきついですから、今ごろ、正直言って。これでもかっていうぐらい学校安全、厳しいんですよ。皆さん御存じないかもしれないから言いますが、水道水があるじゃな

いですか。水道水はですよ、市の上下水道局からダイレクトに水買ってるんですよ。それでも調べろって来るんですよ。学校安全何たらかんたら規則があって、わざわざ蛇口の水を、廃タンクがあるわけじゃないけど蛇口の水をペットボトルに汲んで、それを業者に出して何千円か払って、チェックしてもらうんですよ。そこまで細かく決めてある中で、プールっていう、大事だけでも危険性が伴う、そういうものについての命をなくすかもしれないその危険性について文科省なりなんなりが、どういう基準を持ってるのか私は知りません。そこをまた今度聞いてみたいと思いますが、そこが大事ですね、命を大事っていうことになればね。

そのことがあるのと、もう一つは財政の怖さですね。私、その次の年かな、入山市長誕生の後に、市民プールを壊れたのを直さないっていうことで陳情したことがあります。私を中心になってね。そのときあることで意見が分かれて、それじゃ現地行こうやって市長とプールに行った記憶がありますけどね。あのときの市長のことは今でも覚えております。「わしが間違いじゃった」っておっしゃいました。それはそれとして、何かっていうとやっぱりこれは基本的には大願寺ですよ。私が市の職員さんに聞いても、あそこ大願寺の17年ごろ、怖かったですって。自分のことじゃないですよ、職員さんから見たらね。でも仕事をしていて、この大竹市の財政どうなるんだって、本当に怖かったですよって言われました。だから財政のことを、財政関係なしに物を言う人は言いますけれども、財政が棄損したり計画性がなくなると、こんな修繕についても先送りになるんですね。そんな気がします。だから事故があってから20年近くたってからの財政、何というか故障ですから、一緒じゃないんですよ。そこは両方とも大事ですけども、一緒くたにしないほうがいいような気がいたします。

それで今回のこの、さっき言いましたけど、一番気になったのは保護者が、3回忌でしょうね、2年後ですから、つくられたという碑があることを、言ってしまえばPTAというか生徒会というか、生徒さんと保護者さんですね、どのぐらい御存じなんかなって。それをきちんと踏まえた上でアンケートしたのかな。で、アンケートの仕方、どういう設問だったんかなって、その辺は気になります。

で、そのあたりを指摘して、この内容自体は私、悪いとは思いませんけども、ただ願わくば保護者なり生徒なりの本当の思いを踏まえた陳情にしてほしい、そんな気がします。私が体育館の陳情に来たような無責任な陳情であつたらよろしくないなという私の反省の思いも含めて、とりあえずこの陳情自体には反対とさせていただきます。不採択がいいと思います。もっとまともなものにして、出しかえてほしい。そういう期待を込めて、不採択で、私の意見です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

13番、寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 私は採択の考え、意見を述べさせてもらいたいと思います。

まず総務文教委員会のほうで審査のほうでいろいろな意見も出ましたし、執行部のほうからいろいろな説明もいただきました。で、そこら辺も踏まえながら今後の話し合いの場を望んでいくと、共同歩調をこの陳情文書では表現しておられると、御説明をいただいた

市の考えに水を差すものではないというふうに私は読み取っています。ここは結論なんですけれども、特に委員会のほうでは小中共用プールについて言及をいただいております。昨日違う用件で小学校のほうに伺いました。で、そのときにプールの様子も気になってちょっと伺ってみると、今シーズンもやはりプールの使用についてちょっと危ぶまれている感じがしているなというふうに思います。故障が頻繁に起きていて、大変悲惨な状況になっているということです。で、小学校のほうは学習指導要領のほうにもしっかりとありますので、こちら手だては早急にしなければいけない。あわせて考えるかどうかは置いておいて、こちらプールということ考えていかなければいけないんだろうなというふうには感じました。

で、そういった動きもこのたびの陳情が、中学校のPTAの皆さんが1年間アンケートなどをとって、また総会を開いて、総会で決議をして保護者の意見を取りまとめてこられた。で、その上で提出されたものであるということです。まごうことなき子育て世代が声を上げられたということだというふうに受けとめます。その結果、学校プール、小学校も中学校も課題が、改めてこういった公の場が上がって注目をされております。中学校の今の廃墟と化してしまった施設、それから小学校の老朽している設備、このあたりも今後学校及び保護者、しっかり意見交換しながら方向性を定めていっていただきたいなというふうに思います。一番はやはりそこに通う児童生徒、これらによる公教育がなされるような、スピード感を持ってはざまが生まれえないような、そういった対応を期待して、発言を終わりたいと思います。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 多くの皆さんがいろいろな立場でいろいろな内容の話をされるんですが、どっか抜けとると思うんよね。何が抜けとるか言うたら、教育施設の中でプールという施設の位置づけをどう見るかという視点がないんよ。それで、その学校教育施設のこれは運動施設ですか、プールといええ。今あるでしょ、大竹市内の小学校、中学校、玖波から大竹まで、プールがないのが大竹中学校だけになつとるんじゃないんですか。それでこのプールというのは、この場でもいろいろ議論されますが、児童生徒の体向上、健全な社会人としての役割を果たせる有能な一人一人が、これから健康な体で健全な思いを持って、よりよい社会をともに建設していくという、そういう人をつくっていく場が、教育の場よね。その教育の場の施設として多くの学校の中でプールが設置されて、児童生徒の体向上、健全な子供たちの育成を保証してやると、こういう位置づけでプールというのが設置された経緯が、歴史的にもあるわけやね。だから論議する基本は、児童生徒のために教育施設としてどうあるべきかということをお互いに考えるんがその出発点でなけりゃいけないのに、これ論議がずれとるんじゃないかと思うんよね。それで陳情のあれを私も何回も繰り返し見ましたがね、これまでのプールを利用されてないからあれを撤去せえと。で、命を大切な碑を建設したらどうかということとあわせて、さらに保護者会内部でもあの跡地、どう活用したらいいかということとさらに内部でもアンケート調査もやってみたり、意向を調整する機会を持ちたいというふうにとられるわけやね。だからその、何もこの場で採択じゃ、

採択じゃいようなことを議論すること自体がナンセンスなの。だから私は陳情の内容の末尾にあるような、保護者会それ自体がさらなる意向調査なり保護者としての思いを調査も深めてみたいとこうおっしゃるんですから、我々のほうも、既に執行部のほうでは公式には大竹小・中学校が共用のプールの建設の考えをお持ちのようです。しかしそのことが受け入れられるかどうかについては今後の課題なんよね。執行部がこう言いよるから、「はあ、そうか」ということで済む問題でもありませんから、だから一定期間、定位、保護者会なり行政機関なり議会なりが議論をする機会を持つべきだと、それは9月議会までになるか12月議会までになるかということは私も期間を切るわけではありませんけれども、そのためには継続して審査したらどうかということを私は最初から言ってる。何でこの議会で結論出さなきゃいけないの。誰のためのこの結論出さなきゃいけないの。教育というのは、児童生徒のためにあるもんだ。一部のそのPTAや保護者会の幹部のためにあるんじゃない。そこを履き違えとるんじゃないん。それでその一部の人のメンツのために、陳情したらすぐ採択できました。一つも自慢にはなりやしませんよ、そんなことは。

だから継続して、保護者会なり執行部なり議会なりが鋭意知恵を出し合えるような一定期間を置いて結論を出すべきだと。だから私は最初から継続にして、よくよく児童生徒のための体の向上、教育施設の公平な設置のあり方、そういうことを考えにやいかんのじゃないかというふうに思いよる。多数でその結論出せば何でもそれが正論だなんて大間違いだ。だから継続すべきだというふうに思います。

○議長（児玉朋也） ここで皆さんに申し上げておきます。本日の通告書に出されておる議員は4名でございます。ルールにのっとってよくお考えの上、御発言をお願いいたします。他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております平成30年陳情第2号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数であります。

よって、平成30年陳情第2号は採択と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

### 閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番号             | 件名                             | 理由               | 付託年月日     |
|----------------|--------------------------------|------------------|-----------|
| 平成30年<br>陳情第1号 | 市営アパートへのLPガス納入価格の<br>適正化を求める陳情 | 他の状況等を確認するた<br>め | 30. 5. 25 |

平成30年5月31日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

○議長（児玉朋也） 日程第5、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するにあたりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は、去る5月24日に開会され、本日までの9日間、議員各位におかれましては、御提案申しあげました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。いずれの案件につきましても、原案のとおり議決あるいは認定を賜りました。心よりお礼申し上げます。また、永年勤続等の表彰を受賞されました議員の皆様方におかれましては心よりお祝いを申し上げます。

さて、多くの市民の皆様から3期目の市長という職を担当させていただくことへの御支援と御信任をいただき、この4年間、大竹に住みたい、住んでよかったと実感していただける幸せを感じながら過ごしていただけるよいまち大竹をつくり上げるために、全力で取り組んでまいりました。就任以来、議員の皆様方とは信頼という言葉を大切にして議論を

させていただきました。お互いが市民の皆様方の幸せを、そしてまちの発展を考える中で、真摯に向き合い、その中で多くの温かい御支援や厳しい御意見、そして何よりまちに対する熱い思いをいただきました。議員の皆様には心より感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

これから夏の季節へと向かいますが、議員の皆様におかれましては、どうか御健康には十二分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

11時10分 閉会



上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月1日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大竹市議会議員 和 田 芳 弘

大 竹 市 議 会 会 議 録

平成30年第2回（6月）定例会  
平成30年9月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522